
東峰村公共施設等総合管理計画

計 画 書

平成 29 年 3 月



目 次

第1章 計画の背景	1
1) 背景と目的	1
2) 計画の位置づけ	2
3) 計画期間	2
第2章 村の概況	3
1) 位置・地勢・沿革	3
2) 人口	4
3) 財政の状況	7
第3章 公共施設等の現状と将来の見通し	12
1) 公共施設	12
2) インフラ施設	16
3) 将来の更新費用の見通し	17
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	19
1) 公共施設等における現状と課題	19
2) 基本方針	20
3) 更新費用の削減目標の設定	21
4) 公共施設の維持管理方針	21
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	30
1) 住民文化系施設	30
2) 社会教育系施設	31
3) スポーツ・レクリエーション系施設	32
4) 産業系施設	33

5) 学校教育系施設	34
6) 子育て支援施設	35
7) 保健・福祉施設	36
8) 医療施設	37
9) 行政系施設	38
10) 公営住宅等	40
11) その他施設	41
12) インフラ施設の整備方針	42
第6章 計画の推進	44
1) 推進体制	44
2) 計画の進め方	45

第 1 章 計画の背景

1) 背景と目的

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。それら公共施設の建築年数が 30 年以上経過し、建物の老朽化等が進み、大規模改修や修繕、建替えが必要となっています。

一方で、近年のわが国の経済状況は低迷している上に、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等、将来の財政状況は厳しい状況にあります。

東峰村（以下「本村」という。）においては、平成 17 年に 2 村による合併をしており、庁舎等の建物施設や道路等のインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を 2 村分保有することとなりました。公共施設等のうち、建物施設については高度経済成長期の人口増加と社会変化に伴い整備されたものが多く、住民生活の基盤として公共サービスの提供を行ってきましたが、約 5 割が建築後 30 年経過していることから、近い将来、大規模改修や建替え等更新時期を一齐に迎えることとなります。

しかしながら、本村では人口減少が進行中であり、40 年先には人口の約 4 割が減少すると予想されており、税収の減少が見込まれることから、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなっていきます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また、長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを推進し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本村においては、これらの課題への対策が重要であると考え、「東峰村公共施設等総合管理計画」（以下「村総合管理計画」という。）を策定することとしました。

2) 計画の位置づけ

村総合管理計画は、本村の最上位計画である「第2次東峰村総合計画“むらづくり基本計画”」の下位に位置づけられる計画であり、平成27年度に策定した「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を踏まえ、「東峰村集中改革プラン」等の行財政改革計画との連携・調整を図りつつ、本村の公共施設等の基本的な方針を示すものです。

今後策定する個別計画等については、村総合管理計画で示した方針に基づき策定するものとし、既存の個別計画等についても、その方針に基づき適宜見直しを行うこととします。

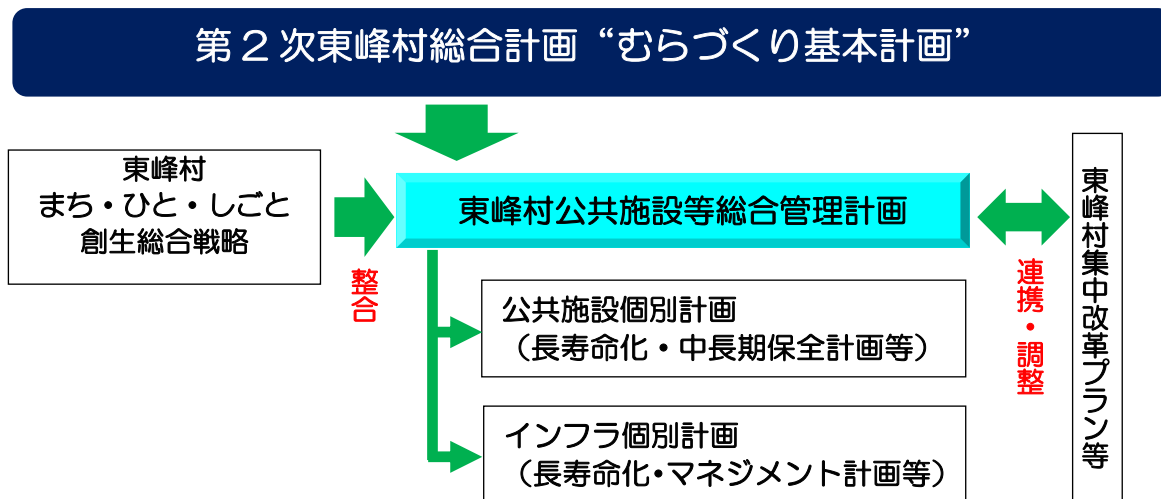


図 計画の位置づけ

3) 計画期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶため、中長期的な視点が不可欠です。そのため、公共施設等の管理方針を策定するにあたっては、「総合戦略」において検討した「東峰村人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という）」の将来人口推計で示した「40年間」を計画期間とします。

また、当初の2017（H29）年度から2026年度までの10年を第1期として、この間に必要となる個別計画等を策定するものとし、以後10年間ごとに第2期～第4期として内容の見直しを基本としつつ、必要に応じて適宜見直しを行います。なお、個別計画等についても必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

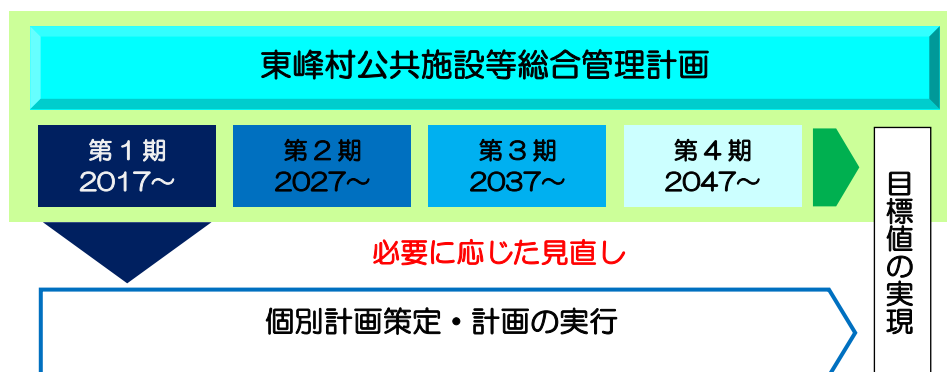


図 計画期間のイメージ

第2章 村の概況

1) 位置・地勢・沿革

(1) 位置と地勢

東峰村は、福岡県の中東部、大分県との県境に位置し、東は大分県日田市、西は朝倉市と、北は嘉麻市、添田町と隣接しています。平成17年3月に旧小石原村と旧宝珠山村が合併し、村の総面積は51.97km²です。

英彦山系に属する標高700m級の峰々に囲まれる本村は、標高150m～700mと高低差が大きく、急峻な斜面や盆地を持つ地形となっています。また、村の土地面積のおよそ85%が山林と原野で占められ、耕地は6%ほどで、筑後川上流の大肥川や支流の宝珠山川沿いに棚田を形成しています。

交通体系は、国道211号が宝珠山地区から小石原地区を縦断して南北に走り、小石原上町で東西に走る国道500号と交差しています。また、宝珠山地区の中央部を南北にJR日田彦山線が通り、福岡方面と大分方面の両方に通じています。道の駅等も整備され、本村を中継して添田町方面や嘉麻市方面に伸びる交通網も整備されています。



(2) 沿革

明治22年の市町村制導入により、上座郡の小石原村と鼓村が小石原村に、宝珠山村と福井村が宝珠山村にそれぞれ合併しました。

宝珠山地区では、明治37年、明治40年に炭坑が開かれ、明治45年に朝倉炭田宝珠山炭坑と改称され石炭採掘で賑わいました。また小石原地区でも、昭和15年に小石原炭坑が開坑しています。炭鉱開発に伴う石炭産業の繁栄によって、村の人口は増加し、昭和25年頃に1万人近くに達しました。

石炭運搬のため戦前から計画されていた日田彦山線が昭和31年に開通しましたが、エネルギー革命の影響により石炭産業が衰退し、昭和38年に宝珠山炭坑が閉山されると、急激な人口減少がみられました。現在の人口はピーク時の3分の1ほどとなっています。

このような経緯のなかで、平成17年3月28日に、旧小石原村と旧宝珠山村が合併し、東峰村が誕生しました。

2) 人口

(1) 人口と世帯数の推移

本村の人口は、2015（H27）年国勢調査において 2,174 人となっており、1985（昭和 60）年調査以降は減少傾向にあります。

同様に世帯数も減少傾向にあり、2015（H27）年調査では 742 世帯となっています。

表 人口・世帯数

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人数 (人/世帯)
1985 (S60) 年	3,560	918	3.9
1990 (H 2) 年	3,371	901	3.7
1995 (H 7) 年	3,117	866	3.6
2000 (H12) 年	2,948	853	3.5
2005 (H17) 年	2,749	827	3.3
2010 (H22) 年	2,432	795	3.1
2015 (H27) 年	2,174	742	2.9

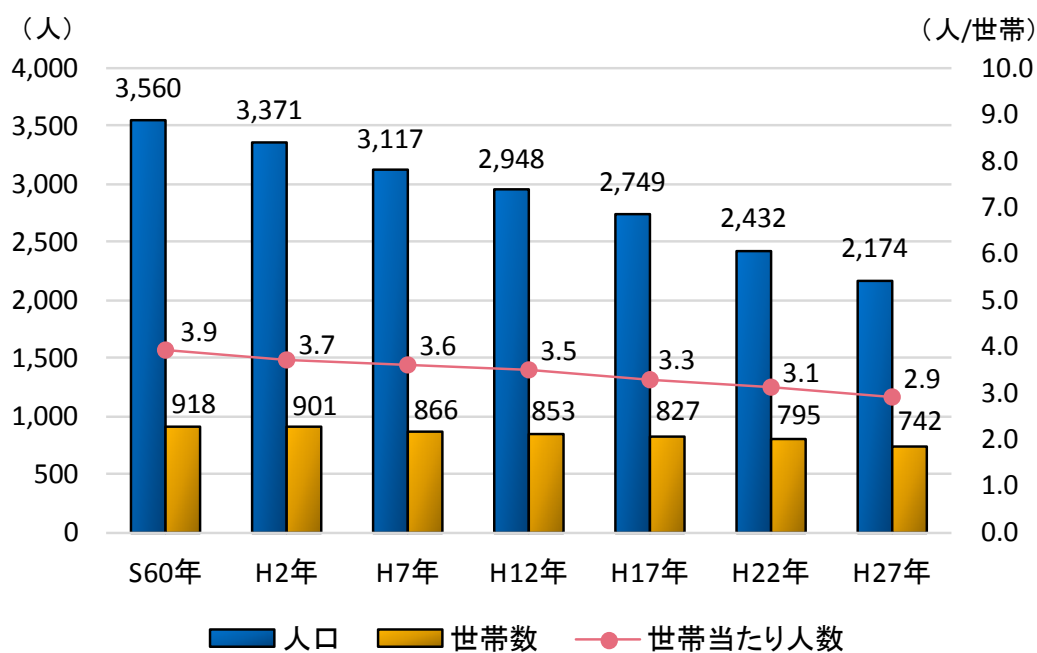


図 人口・世帯数の推移

(2) 年齢別人口

年齢別の人口をみると、1985（昭和 60）以降、「15 歳未満」及び「15～64 歳」人口の割合は減少傾向にあります。

また、「65 歳以上」の割合は増加傾向にあり、2010 年より 2.5 ポイント増加して 40.5%となっています。

表 年齢区分別人口

年度	総人口 (人)	15 歳未満 (人)	15～64 歳 (人)	65 歳以上 (人)
1985 (S60) 年	3,560	624	2,251	685
1990 (H2) 年	3,371	592	1,990	789
1995 (H7) 年	3,117	488	1,732	897
2000 (H12) 年	2,948	397	1,572	979
2005 (H17) 年	2,749	316	1,420	1,013
2010 (H22) 年	2,432	253	1,256	923
2015 (H27) 年	2,174	222	1,071	881

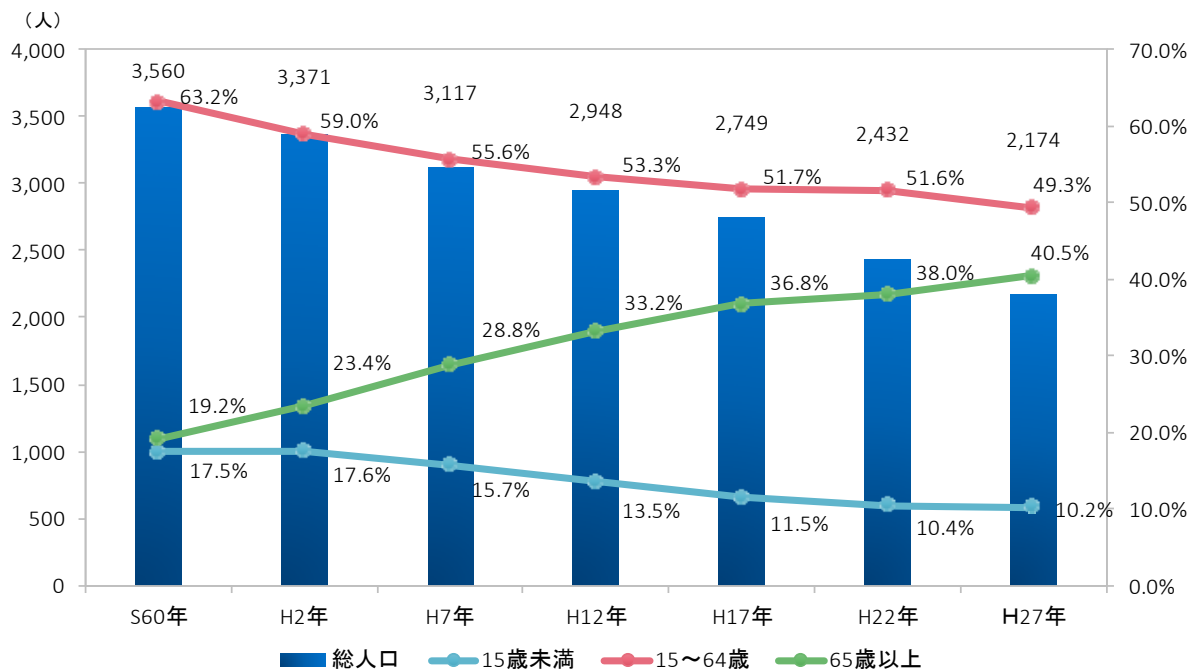


図 年齢区分別人口の推移

出典 H27 国勢調査

(3) 将来人口推計

本村では、人口ビジョンを策定し、将来人口を推計しています。推計では人口減少がそのまま進行し、2060年には、2015年国勢調査結果である2,174人から41%減少し、1,294人になるとしています。

年齢区分による老年人口率は、年少人口率の3~4倍に該当する40%前後で推移するものと推計しており、これは現在の年齢区分の比率と同値であり、全年齢区分の減少傾向はほぼ同等であることを示しています。

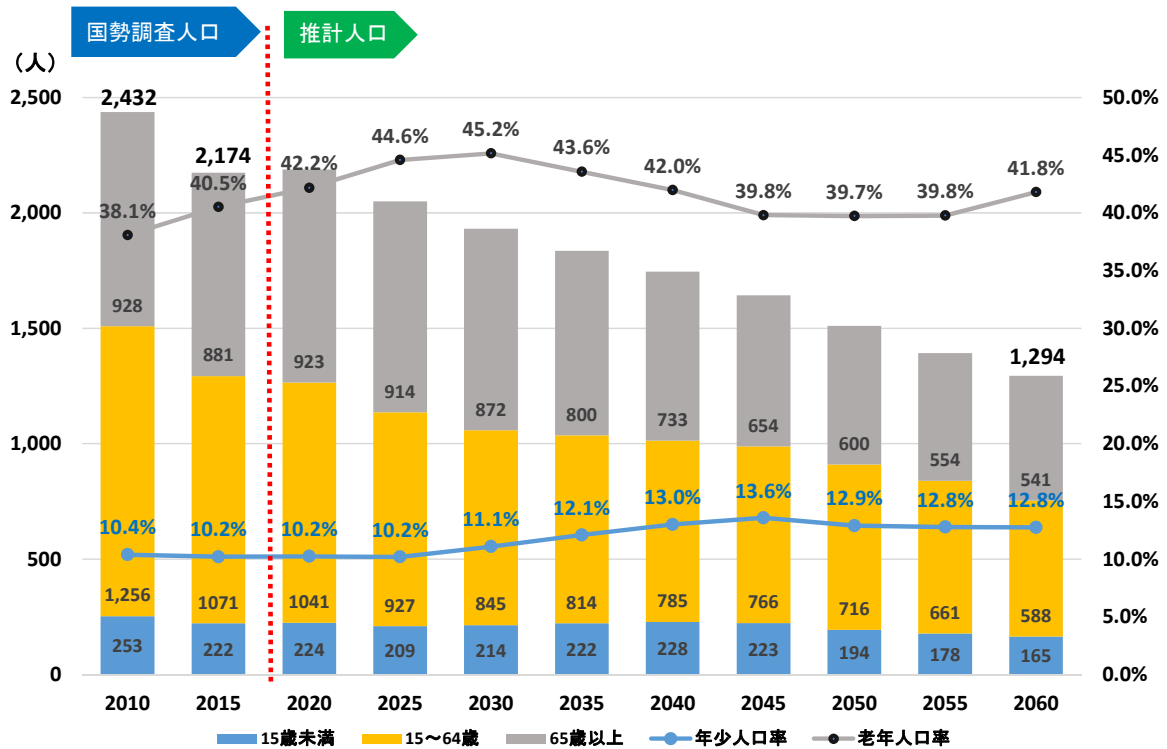


図 人口ビジョンによる人口推計

出典 2015年以前 国勢調査各年実績
2020年以降 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略

3) 財政の状況

(1) 歳入の内訳

2015（H27）年度普通会計決算の歳入額は32億9,547万円であり、前年度と比較すると約1.9億円増加しています。自主財源では「諸収入」が12.1%、依存財源では「地方交付税」が48.0%と最も割合が大きくなっています。

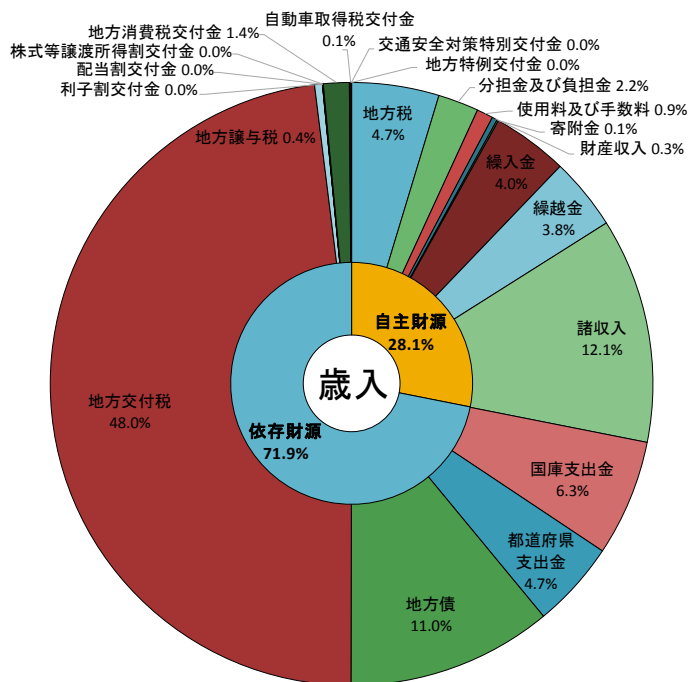


図 2015（H27）年度歳入の内訳

表 2014（H26）年度と2015（H27）年度の歳入増減 (千円)

区分	款	2015(H27)年度		2014(H26)年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	地方税	154,340	28.1%	153,221	29.6%	1,119
	分担金及び負担金	71,728		52,372		19,356
	使用料及び手数料	29,070		28,518		552
	財産収入	9,263		16,809		△ 7,546
	寄附金	2,635		1,214		1,421
	繰入金	134,040		237,992		△ 103,952
	繰越金	127,492		221,006		△ 93,514
	諸収入	397,809		207,860		189,949
	依存財源	国庫支出金		205,659		71.9%
都道府県支出金		153,480	276,124	△ 122,644		
地方債		363,256	194,222	169,034		
地方交付税		1,581,927	1,525,262	56,665		
地方譲与税		13,756	13,176	580		
利子割交付金		250	296	△ 46		
配当割交付金		710	945	△ 235		
株式等譲渡所得割交付金		662	527	135		
地方消費税交付金		45,537	26,846	18,691		
自動車取得税交付金		3,114	2,080	1,034		
地方特例交付金		245	377	△ 132		
交通安全対策特別交付金		497	0	497		
合計	3,295,470	100.0%	3,102,420	100.0%	193,050	

出典 総務省地方財政状況調査表

(2) 歳入面の課題

本村の歳入総額に占める自主財源の割合は 28.1%となっています。近年では地方債や国庫支出金の増額により若干の増加傾向にありますが、今後の経済情勢の動向が不透明なことや生産年齢人口の減少により、大幅な拡大は見込めない状況といえます。

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するためには、行財政改革を進めるとともに自主財源の確保を図っていく必要があります。

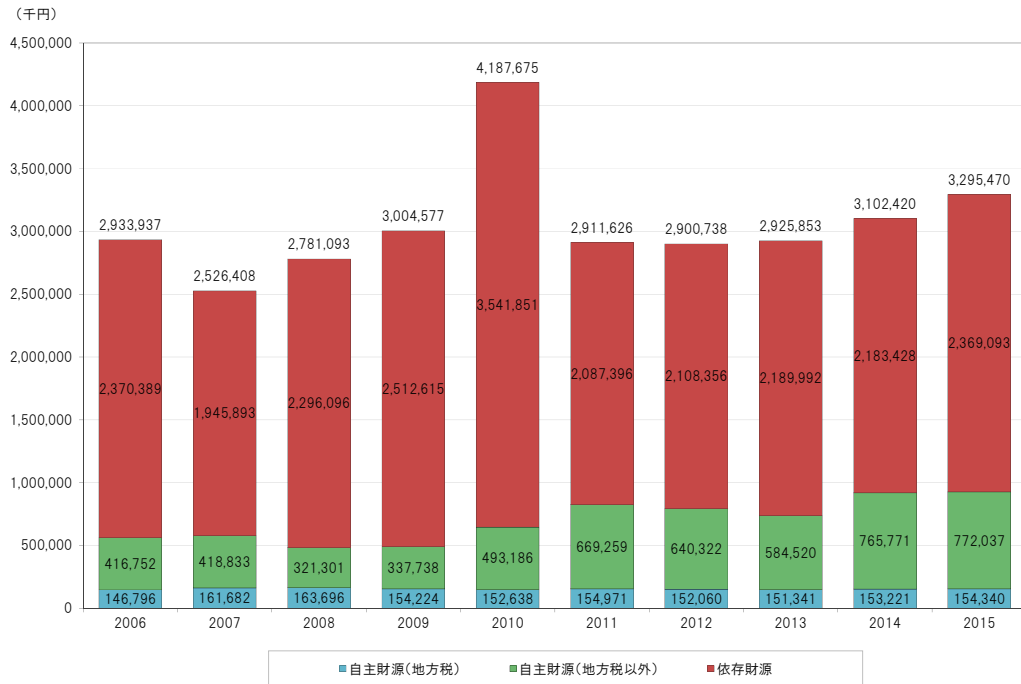


図 歳入の推移

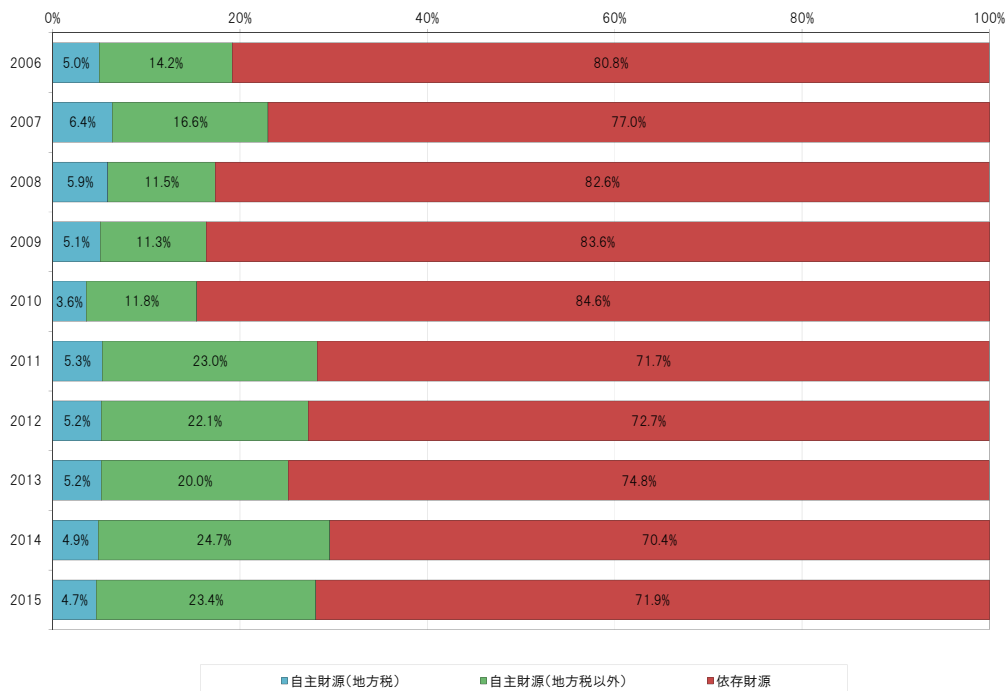


図 歳入の割合推移

出典 総務省地方財政状況調査表
 ※端数処理しているため各内訳の値の合計と総額が一致しないものがあります

(3) 歳出の内訳

2015（H27）年度決算の歳出額は30億9,853万円となっており、前年度と比較すると約1.23億円増加しています。

また、義務的経費では、「人件費」（18.2%）、投資的経費では「普通建設事業費」（15.6%）一般行政経費では「物件費」（15.1%）その他経費では「投資・出資・貸付金」（14.7%）の構成割合が大きくなっています。

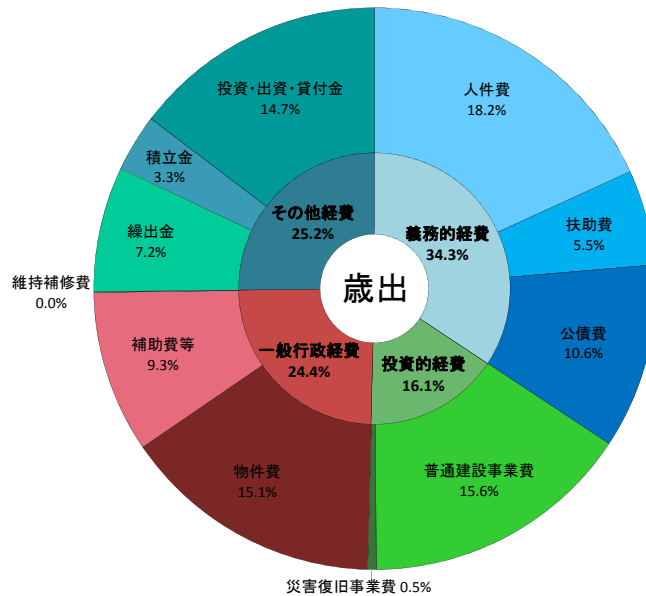


図 2015（H27）年度歳出の内訳

表 2014（H26）年度と2015（H27）年度の歳出の増減（千円）

区分	款	2015(H27)年度		2014(H26)年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	562,678	34.3%	538,826	34.6%	23,852
	扶助費	170,045		124,055		45,990
	公債費	330,516		365,178		△ 34,662
投資的経費	普通建設事業費	483,384	16.1%	352,896	17.5%	130,488
	災害復旧事業費	15,098		167,869		△ 152,771
一般行政経費	物件費	466,734	24.4%	510,498	25.9%	△ 43,764
	補助費等	288,803		256,500		32,303
	維持補修費	1,310		4,049		△ 2,739
その他経費	繰出金	223,298	25.2%	246,479	22.0%	△ 23,181
	積立金	102,499		110,359		△ 7,860
	投資・出資・貸付金	454,169		298,219		155,950
合計		3,098,534	100.0%	2,974,928	100.0%	123,606

出典 総務省地方財政状況調査表

(4) 歳出面の課題

本村の歳出総額は 2011 年度以降増加傾向であり、義務的経費のうち扶助費、投資的経費およびその他経費の増加が一つの要因となっています。投資的経費では、2011 年度以降 10%~17%で推移しています。

今後は将来の老年人口の急増によって、さらに扶助費の増加が見込まれることから、公共施設等の整備にあてる投資的経費は一層確保しにくくなることが懸念されます。

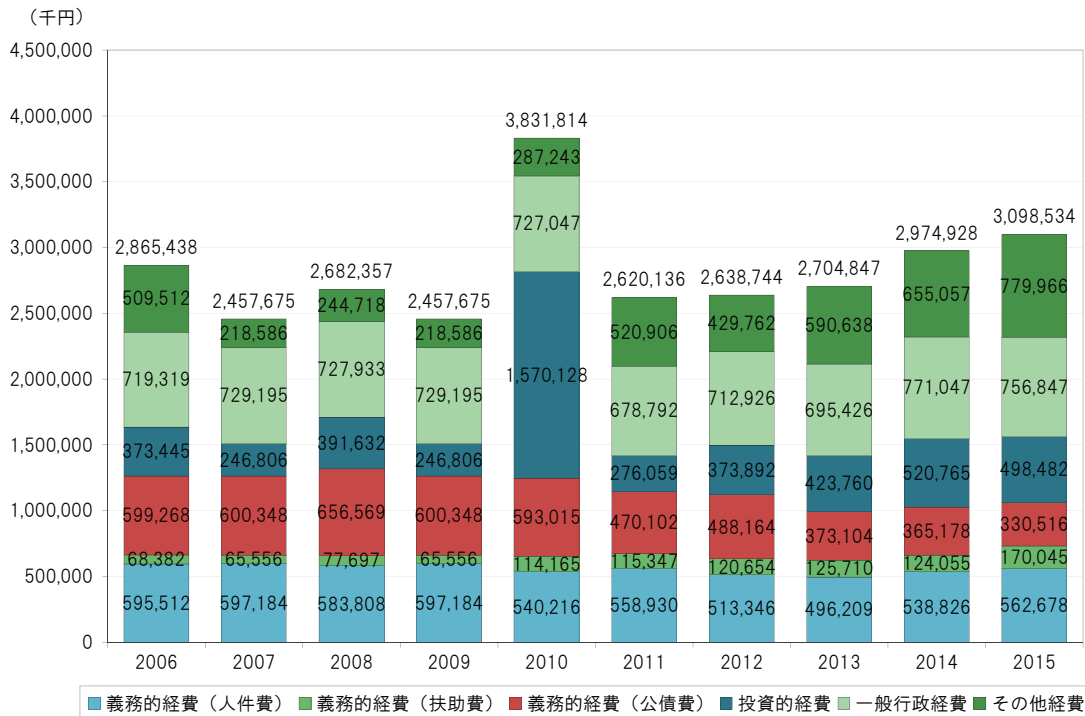


図 歳出の推移

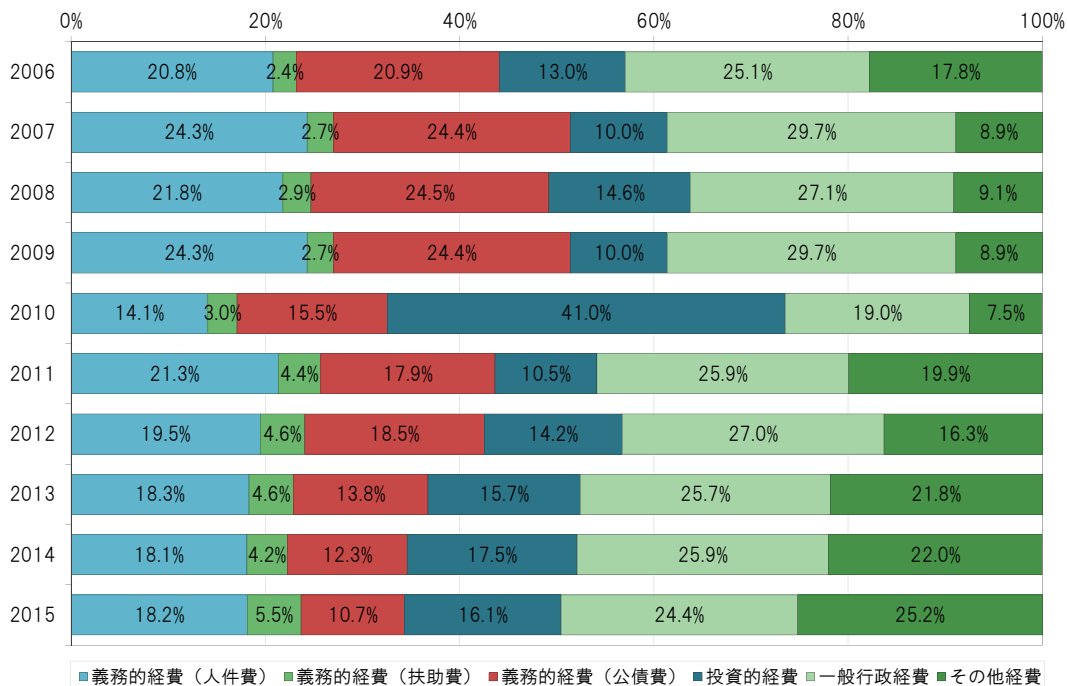


図 歳出の財政推移

出典 総務省地方財政状況調査表
 ※端数処理しているため各内訳の値の合計と総額が一致しないものがあります

(5) 投資的経費の状況

過去 10 年間の投資的経費のうち、普通建設事業費の平均は 4.5 億円です。この費用が公共施設の更新費用に充当できるものとなります。

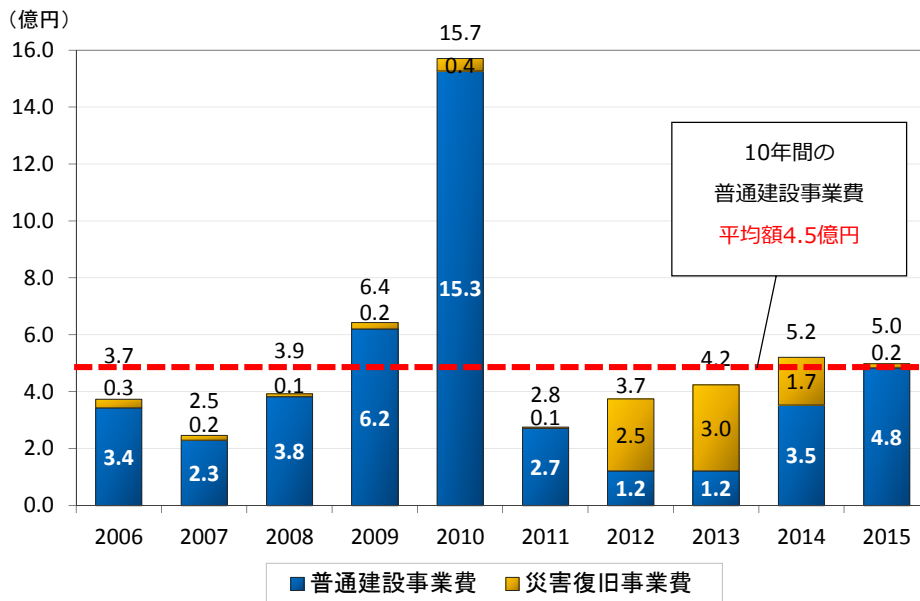


図 過去 10 年間の普通建設事業費

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1) 公共施設

(1) 保有量

本村が保有する公共施設等の総施設数は76施設、延床面積約4.6万㎡です。

大分類^{※1}ごとに延床面積で比べると「その他」施設が最も多く、次いで「保健・福祉施設」となっており、この2つの用途で全体の約4割を占めています。

表 公共施設（建築物）集計表

大分類	施設数		延床面積 (㎡)	割合
	(箇所)	(棟)		
住民文化系施設	5	5	3,296	7.1%
社会教育系施設	1	1	107	0.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	14	54	5,724	12.4%
産業系施設	4	11	2,627	5.7%
学校教育系施設	1	6	6,466	14.0%
子育て支援施設	2	2	592	1.3%
保健・福祉施設	4	7	7,766	16.8%
医療施設	2	2	883	1.9%
行政系施設	17	18	3,709	8.0%
公営住宅	13	31	3,836	8.3%
公園	1	1	165	0.4%
その他施設	12	26	11,060	23.9%
合計	76	164	46,231	100.0%

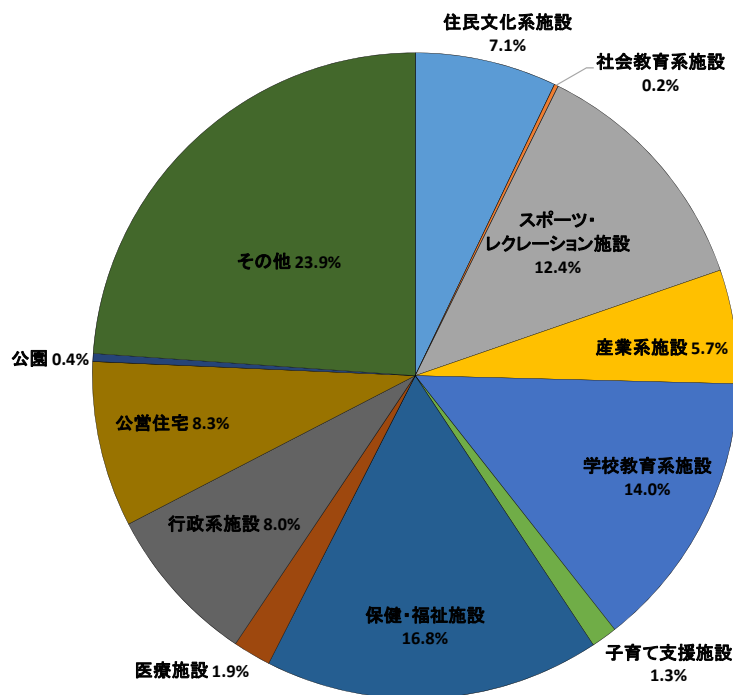


図 公共施設大分類別の延床面積割合

※1…大分類について

村総合管理計画においては、総務省公表の更新費用試算ソフト^{※2}で定義された下記の大分類で区分しています。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名例
住民文化系施設	集会施設等	集会施設・集落センター
	文化施設	コミュニティセンター
社会教育系施設	博物館等	郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・武道場・弓道場等
	レクリエーション・観光施設	観光センター
	保養施設	キャンプ場・宿泊施設等
産業系施設	産業系施設	産業センター等
学校教育系施設	学校	小学校・中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所
		放課後児童クラブ・児童会
保健・福祉施設	幼児・児童施設	児童館・児童センター等
	高齢福祉施設	老人福祉センター等
医療施設	医療施設	診療所
		保健施設
行政系施設	庁舎等	役場庁舎
	その他の行政施設	消防詰所・消防格納庫
公営住宅等	公営住宅	村営住宅・特定公共賃貸住宅・一般賃貸住宅
その他施設	その他	上記以外・車庫・教員住宅 普通財産等

※2…更新費用試算ソフトについて

財団法人自治総合センターが開催した「2010年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを総務省において一部変更を加え、公共施設等総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア。

(2) 築年別整備状況

築 30 年を経過している公共施設（建築物）の延床面積の合計は約 2.2 万㎡であり、全体の約 5 割を占めます。また、すべての社会教育系施設をはじめ、学校教育系施設の約 9 割、その他施設の約 8 割が築 30 年以上を経過しており、古い建物が多い状況となっています。10 年後にはさらに延床面積の合計の 25.1%である約 1.2 万㎡が築 30 年以上となり、建替え・大規模改修等が必要な施設が増えていきます。

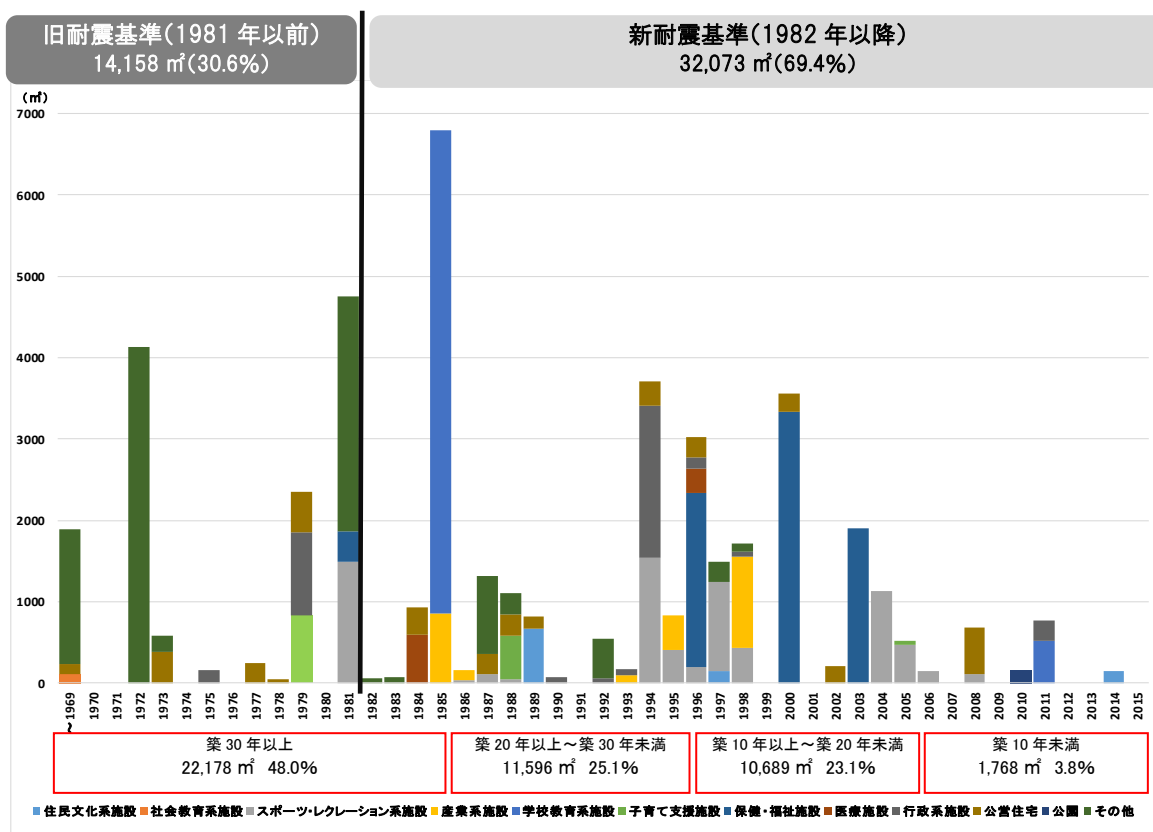


図 築年別延床面積

表 経過年数別延べ床面積(棟ベース)

(㎡)

大分類	築 30 年以上	築 30 年未満	合計	築 30 年以上割合
住民文化系施設	2,323	973	3,296	70.4%
社会教育系施設	107	0	107	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	38	5,686	5,724	0.7%
産業系施設	980	1,647	2,627	37.3%
学校教育系施設	5,944	522	6,466	91.9%
子育て支援施設	0	592	592	0.0%
保健・福祉施設	372	7,394	7,766	4.7%
医療施設	593	290	883	67.2%
行政系施設	1,186	2,523	3,709	32.0%
公営住宅	1,632	2,204	3,836	42.5%
公園	0	165	165	0.0%
その他施設	9,003	2,057	11,060	81.4%
合計	22,178	24,053	46,231	48.0%

また、本村の人口 2,174 人（平成 27 年国勢調査）で換算すると、人口一人あたりの公共施設床面積は 21.27 m²/人となり、国の平均 3.75 m²/人及び福岡県内自治体平均の 4.20 m²/人を大きく上回っています。

今後、現状の施設規模を維持したままで人口が減少し、人口ビジョンによる 2060 年推計値 1,294 人となった場合は、35.73 m²/人となります。

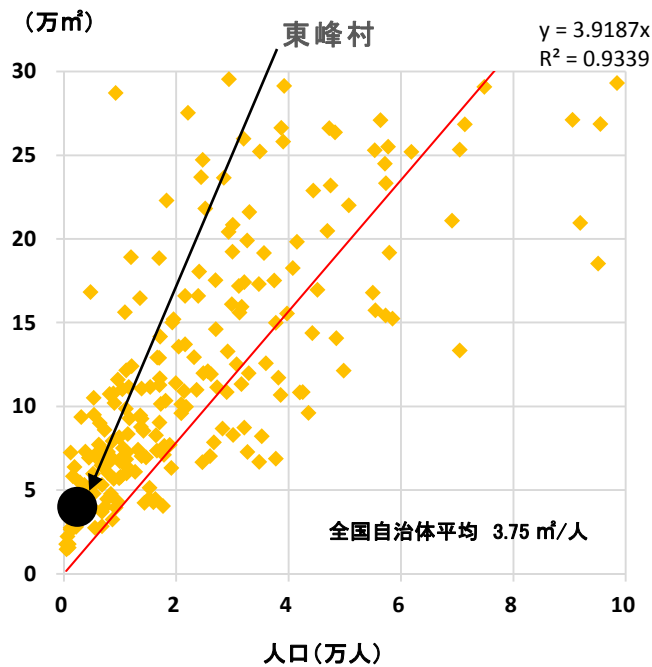


図 全国の自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

※平成 24 年総務省公表データにより再集計

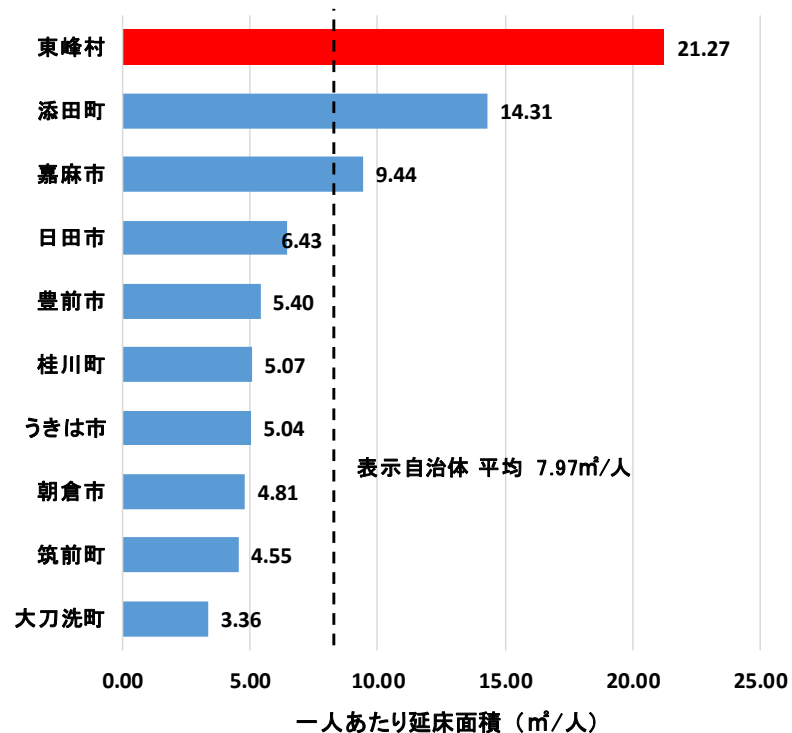


図 村近隣自治体における住民一人あたりの公共施設保有量

※平成 24 年総務省公表データにより再集計

2) インフラ施設

インフラ施設については、平成24年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように、老朽化に起因する事故が発生した場合、住民の生命や財産に直接被害が生じる可能性が高いため、重大事故を未然に防ぎ、住民の安全を確保する必要があります。

本村のインフラ施設は、住民生活の基盤であるとともに経済活動や国土保全の重要な基盤として整備を進めてきました。

インフラ施設のうち、道路（村道）は、総延長約30,654m（面積：135,013㎡）となっています。

橋梁は、91橋、実延長1,128m（面積：135,013㎡）あります。うち長寿命化修繕計画対象である49橋については、2033(H45)年に33橋が建設後50年を越えるものとなり、老朽化による架替えや大規模改修が必要となる橋梁が増加する見込みです。

上水道（簡易水道）は、総延長48,332mとなっています。

表 主要インフラ施設の状況

インフラ	延長 (m)	総面積 (㎡)	備考
道路	30,654	135,013	
橋梁	1,128	4,674	91 橋（長寿命化修繕計画対象:49 橋）
上水道 （簡易水道）	48,332	—	導水管 5,549m（300mm 以下のみ） 送水管 4,264m（300mm 以下のみ） 配水管 38,519m（150mm 以下のみ）

3) 将来の更新費用の見通し

公共施設（建築物）に投資できる普通建設事業費の過去 10 年間の平均は約 4.5 億円となっています。

一定の条件を想定し^{※3}、築年別の整備状況に合わせて今後 40 年間に見込まれる更新費用を推計すると、合計で 202.9 億円、年平均で約 5.1 億円が必要と推算されます。これは、現在公共施設に投じている普通建設事業費に比べ約 1.1 倍の水準となります。

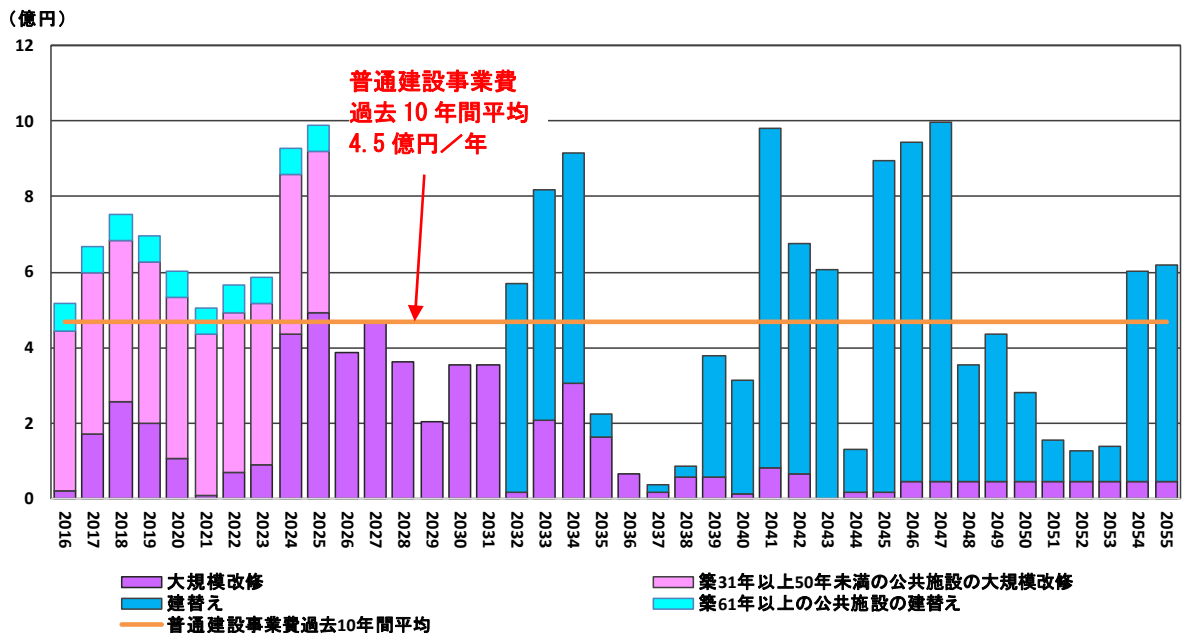


図 公共施設（建築物）更新費用の推計

上記の公共施設（建築物）にインフラ施設（道路、橋梁、上水道）の更新費用の推計額を合算すると、今後 40 年間で 281.0 億円、年平均で 7.0 億円が必要と推算されます。なお、この推計は、現在保有している公共施設等に必要とされるコストであり、将来必要な投資的経費はさらに増加することが見込まれます。

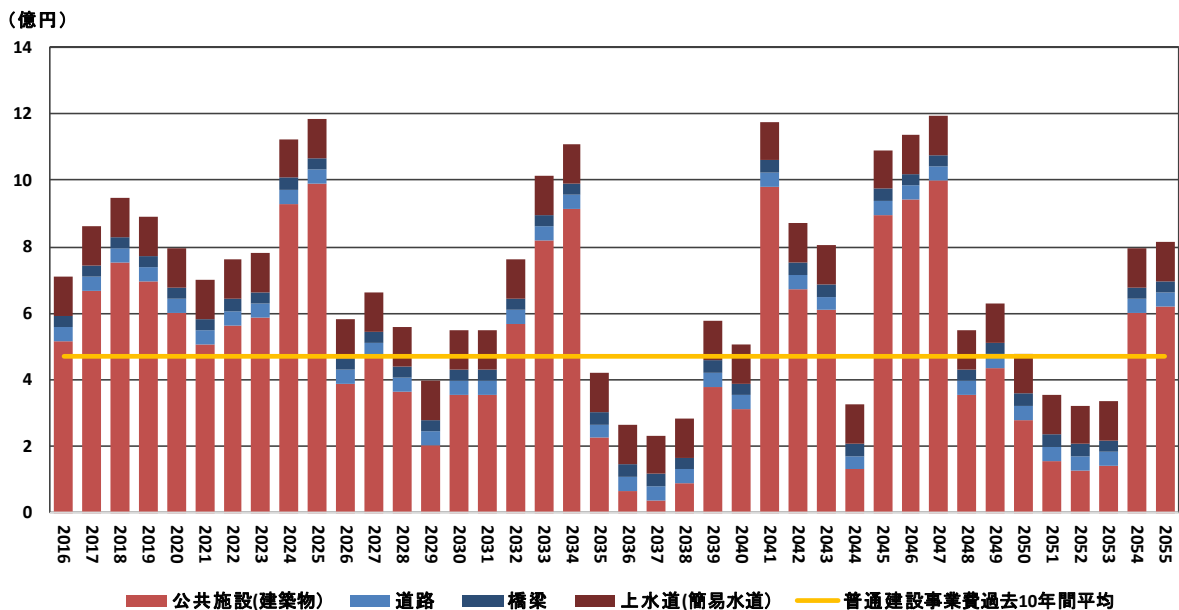


図 公共施設（建築物）とインフラ施設の合計更新費用の推計

※3・・・推計にあたっての条件

集計した公共施設の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して下記のとおり改修周期等を考慮した単価により将来更新費用の推計を行っています。ただし、構造に関係なく、同様の周期を使用しています。

表 大規模改修周期

項目	周期	年数	備考
大規模改修周期	改修周期	30	
	改修期間	2	
建替え更新年	更新年	60	
	建替え期間	3	
先送り期間	大規模改修	10	既にも上記改修周期及び更新年を過ぎている施設の、大規模改修、建替え時期の目安
	建替え	10	

表 改修費・建替え費用の目安

(万円/㎡)

施設項目	大規模改修費用	建替え費用
住民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクレーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他施設	20	36

※上記金額は更新費用試算ソフトによるもので、設備更新の費用は含みません。

表 道路・橋梁の更新費用の目安

道路更新	更新単価 (円/㎡)	更新年数(年)	
一般道路	4,700	15	
自転車歩行者	2,700	15	
橋梁更新	更新単価 (千円/㎡)	更新年数	先送り期間(年)
橋 梁	425	60	5

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1) 公共施設等における現状と課題

(1) 施設の老朽化、安全性や住民サービス低下の課題

公共施設（建築物）の約5割が築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。計画的な保全がなされていない施設もあり、住民サービスの低下等を招く可能性があります。

今後は、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となります。

(2) 人口減少に伴う財源の減少に対する課題

「人口ビジョン」における将来人口推計によると、2060年には1,294人となり、平成27年度国勢調査結果の2,174人の約60%になると予測されています。

投資的経費は歳出の約16%（H27年度決算の歳出）を占めていますが、例年一定の規模で予算を確保できている状況ではなく、年度により大きく増減しながら推移しています。

今後は、人口減少に伴って地方税の徴収額が影響を受け、投資的経費にあてることのできる財源に大きな制約が生じることが予測されます。

(3) 各施設が抱える個別の課題

各施設では、利用面や安全性について下表のような課題を抱えています。

表 各施設が抱える個別の課題

課題の類型	内容
利用に関する課題	未利用・低利用（施設の利用が少ない）・利用ニーズの変化
施設の躯体等に関する課題	老朽化等が進み、安全性や利用に際しての問題がある。 解体が望ましい状態であるにも関わらず放置されている。

2) 基本方針

前述の課題を踏まえ、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げます。

方針1 公共施設の適正配置

人口減少が見込まれる中で、将来の世代に大きな負担を残さないかたちで全体の施設の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量にしていきます。

新規整備に関しては、老朽施設の建替えを安易に実施することなく、住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、既存施設の複合化や転用、民間施設の利用等、新規整備に頼らない対応を検討します。

さまざまな検討の結果、新規整備となった場合にも、ニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とし、機能が重複する施設の整備は行わないようにします。

方針2 既存公共施設の安全性確保と有効利用

既存施設については、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを踏まえ、今後とも村として保持していく必要があると認められた施設については、災害に対する安全性の確保、計画的な修繕・改修による品質の保持と長寿命化を目指し、施設の有効活用を図ります。

方針3 公共施設の計画的な予防保全等の実施による長寿命化

ニーズの高い施設等については、長寿命化を図ることでより長く利用できるようにします。長寿命化を図るにあたり、今後のニーズの予想や市場性の調査等、長寿命化を実施するに適切かどうかを検討します。さらに工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討します。

方針4 公共施設等の効率的な管理運営

維持管理コストに関しては、効率的な維持管理に努めます。インフラ施設に関しても、今までどおりの管理手法に頼ることなく新技術の導入や新たな管理手法を検討していきます。また、公共サービスの民間代替性を考慮し、民間や地域に任せの方がコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、包括委託等の官民連携及び地域移譲を積極的に進めます。

また、今後その適用範囲を広げることにより、経費縮減とともに、民間の新たな雇用創出につなげます。

3) 更新費用の削減目標の設定

本村では、今後前項に掲げた基本方針における取組みを実施することにより、更新費用を今後40年間で15%圧縮することを目標とします。

ただし、この目標は住民サービスを維持できる程度の目標としており、施設の有効活用等が可能な施設については経営資源として積極的に活用します。

4) 公共施設の維持管理方針

(1) 点検・診断及び維持管理・修繕・更新等の実施方針

継続利用する建物については、適切な維持管理を行い、修繕費用、建替え費用を抑制するとともに、誰もが安心して使える公共施設とします。また、複数の施設を同一管理者で維持管理することで、それぞれの施設の連携や利用目的の変化などへの柔軟な対応を可能にし、利用者の拡充を図ります。

劣化状況等については、劣化状況等も含めて情報共有・管理することで、全ての公共施設の中から緊急度の高い施設には修繕予算を配分できるようにします。

① 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目を以下の4項目とし、定期的な簡易診断の実施を目指します。

表 公共施設診断の対象となる評価項目

番号	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物部位(構造・外装等)の耐久性・劣化状況
3	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
4	適法性	・建築法規、消防法、条例

出典：(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成)

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」等は、十分な予算の確保も難しい状況の中、ほとんど実施されていませんでした。

したがって、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類等個々の施設の状況に応じて「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

修繕・更新の具体的な検討段階においては、社会情勢や住民の要望等から当該施設の必要性を判断し、対策の内容や時期について、更新等機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図ります。また、必要性がない、もしくは低いと判断された施設については、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとします。

なお、施設の経年変化には、法令の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性について管理し、修繕・更新等の検討に反映させる必要があります。

表 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

(2) 安全確保の実施方針

本村では「施設の安全確保に係る項目」及び「施設の耐用性に関する評価項目」を参考に、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。

さらに、点検の結果をデータ化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応します。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みがない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却する等対策を講じ、安全性の確保を図ります。

表 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
		保安距離	・危険物から50m以内、200m以内	
		建築物安全性	構造安全性	基礎の安全性
	常時床荷重			・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ ls 値 >0.6 / $0.6 > ls$ 値 >0.3 / $0.3 > ls$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
	免震、制震		・有・無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のPM _{2.5} 排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・イソハネン・スルホン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のPM _{2.5} 排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランプ・蛍光灯・ツリツグ から PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
風害防止性			・風害防止要件の満足度	
電波障害性防止性			・電波障害性防止要件の満足度	
騒音・振動・悪臭防止性			・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
障害防止性			・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
外構の維持保全			・外構の維持保全要件の満足度	

出典：（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

表 施設の耐用性に関する評価項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐 久 性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不 具 合 況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床等	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シリカゲルの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

(3) 耐震化の実施方針

旧耐震設計により建設された施設のうち、住民等が利用する重要な施設で耐震性の確認ができていない施設においては、耐震診断を実施し、安全性の確保を最優先に行います。今後は、国の大震災防災政策に従って必要に応じて対応をしていくものとします。

危険性の高い施設や用途廃止となった建物のうち、耐震性がなく、老朽化が著しく利用の見込みのない施設は除却（建物解体）を基本とし、跡地については新たな活用方法を検討後、必要と認められない場合は、統合や廃止の推進方針を踏まえて売却を検討します。

(4) 長寿命化の実施方針

定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(LCC)^{※4}の縮減を図ります。

一時的な更新費用の増大は、村の財政に大きく影響を及ぼすことから、優先度やコスト状況、将来的な複合化など施設の状況を見極めたうえで建物の長寿命化を図り、財政負担の平準化を図ります。

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置き、計画的な管理に基づいた予防保全によって公共施設の長期使用を図ります。計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設を健康な状況に保ち、定期的な点検や小規模改修を行うことで不具合箇所を是正することです。

② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年までは、小規模な改修や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命化改修が必要となります。

本村の公共施設では、建替周期は大規模改修を経て60年とし、その時点の診断によって更に使用が可能と判断されれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。ただし、後年への単なる先送りにならないよう終期を明確化することとします。

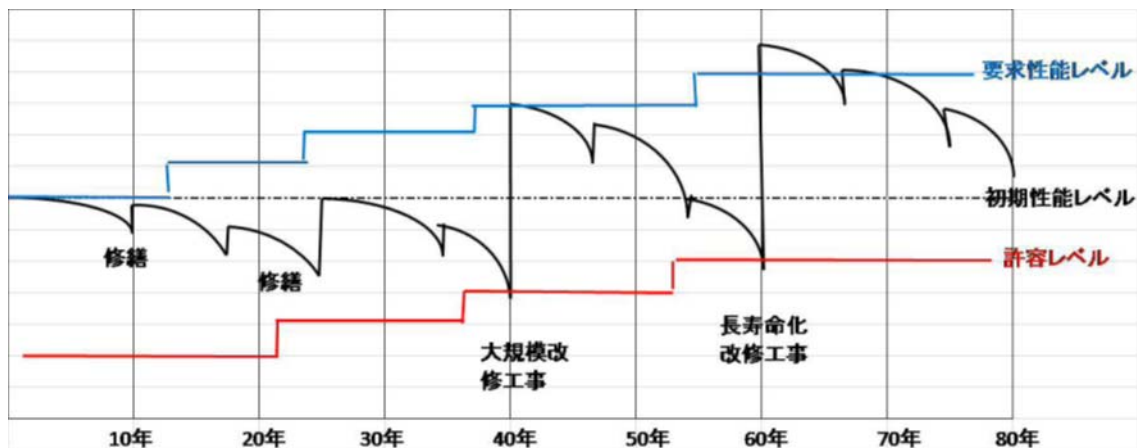


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の概念図

※4・・・ライフサイクルコスト

ライフサイクルコスト(LCC)は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル(建設から解体まで)に係る経費のことをいいます。

③ 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることがあります。各種要因による耐用年数の定義は下表のとおりです。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数決定の要因	内容
A. 物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化等自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物が滅失する年数。一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることになる。
B. 経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前に若しくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回り建替えるよりも復旧する方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることになる。
C. 機能的要因	使用目的が当初の計画からの変更や、建築技術の革新や社会的要求の向上による機能の陳腐化もしくは、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造等新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることになる。
D. 法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。

※耐用年数の長さは、一般的にはC<D<B<Aとなります。

本村の公共施設の構造は、コンクリート構造（以下「RC造」という。）が半数を占め、マネジメントにおいては築30年以上のRC造の耐用年数の決定が重要となります。目標耐用年数については、さまざまな評価基準がありますが、老朽化に伴う総合的な評価によって1棟の建築物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となります。

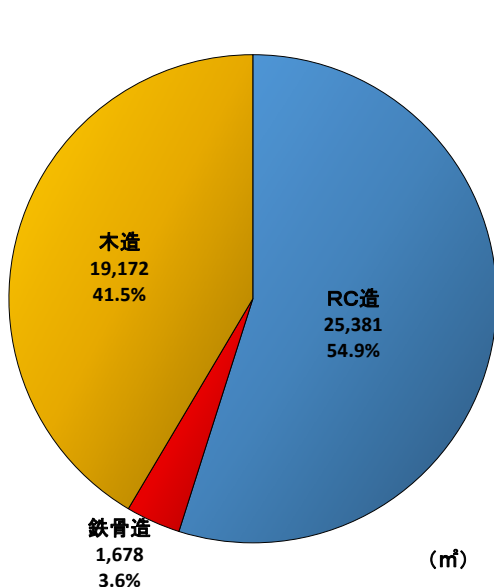


図 構造別延床面積割合

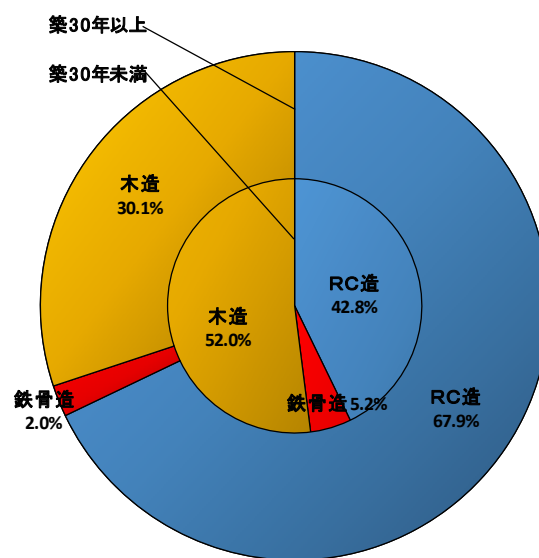


図 構造別築30年割合

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違い等によっても大きく左右されますが、階高や広さ等に余裕を持った建物や新耐震基準施設（1981年以降建設の施設）は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性があります。

表 RC造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100年	80年～120年	80年
普通品質	60年	50年～80年	50年

出典：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）

新耐震基準で設計されたRC造の目標耐用年数は、原則として高品質の下限値及び普通品質の最大値である80年として計画を設定します。（旧基準は代表値である60年に10年を加えた70年とします。）

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、次項「構造躯体の健全性調査」を実施した上で確定します。また、適切な維持管理等によって目指す、本村公共施設の目標耐用年数（構造別）は下記のとおりとします。

表 本村建築物の目標耐用年数

RC造		木造	鉄骨造	その他
新耐震	旧耐震			
80年	70年	50年	50年	50年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）

④ 改修サイクル

建物の骨格部分であるRC等の躯体は、限界性能が維持された場合、100年程度の耐久性が望めます。その際、施設の外壁等の部位や、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね20年、30年、40年に分け、その耐用年数において改修・更新を行うことで、躯体の限界性能を活かして長く使い続けることができます。

既に築20年～30年程度経過した施設については、竣工から概ね35年経過した時点で構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとします。

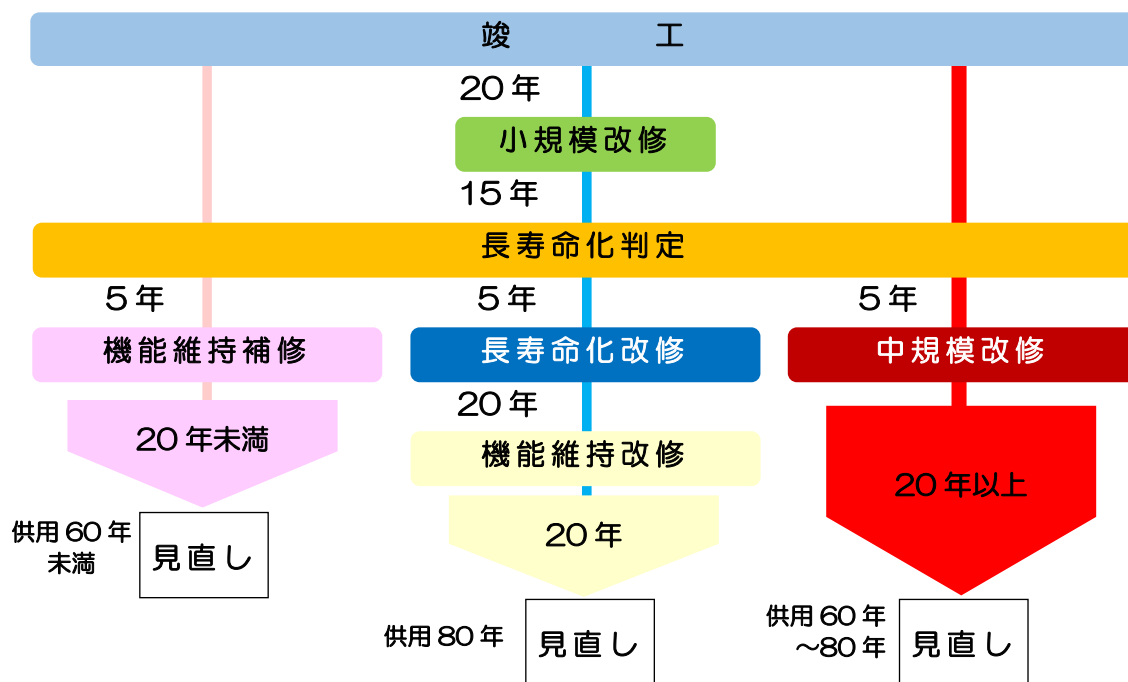


図 築35年頃の建築物の長寿命化による使用可能年数

表 改修の定義

改修・補修項目	内容
小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの
中規模改修	80年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修

(5) 住民との情報共有

公共施設等に係る課題への対応については、住民と協働で取組みを進めるために適宜、村広報紙やホームページ、住民説明会等で情報を共有し、住民ニーズの把握に努めます。

また、村総合管理計画に基づく取組み状況、成果の検証等、その時点での最新情報を住民にわかりやすく公表します。

(6) 統合や廃止の推進方針

基本方針に基づき、公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とします。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとします。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を果たしているか、また、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行います。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

村が保有する施設の類型別に課題を整理して、大規模改修等の更新や維持管理の方針を整理します。なお、公園施設については「12) インフラ施設の整備方針」に示すものとします。

1) 住民文化系施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
宝珠山基幹集落センター	1979	37	829	
東峰村村民センター	1981	35	1,494	
小石原基幹集落センター	1989	27	677	H29～東峰村公民館
宝珠山駅舎（福井コミュニティセンター）	1997	19	148	
鼓地区集会施設 せせらぎ鼓	2014	2	148	

	施設数	5	うち、築30年以上施設数	2
施設状況	○住民文化系施設では、5施設のうち2施設が築30年を経過しています。 ○築30年を経過した2施設は、経年による劣化、微細な破損、外傷等はあるものの、事故に結びついたり、今後の使用に支障をきたすような目立った大きな破損や外傷はありません。			
整備方針	○施設の更新時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況を勘案しながら施設規模を設定します。また、他の施設との複合化や、代替可能な施設での有効活用を検討します。 ○住民文化系施設は、地域の重要な拠点となる施設であることから、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。			

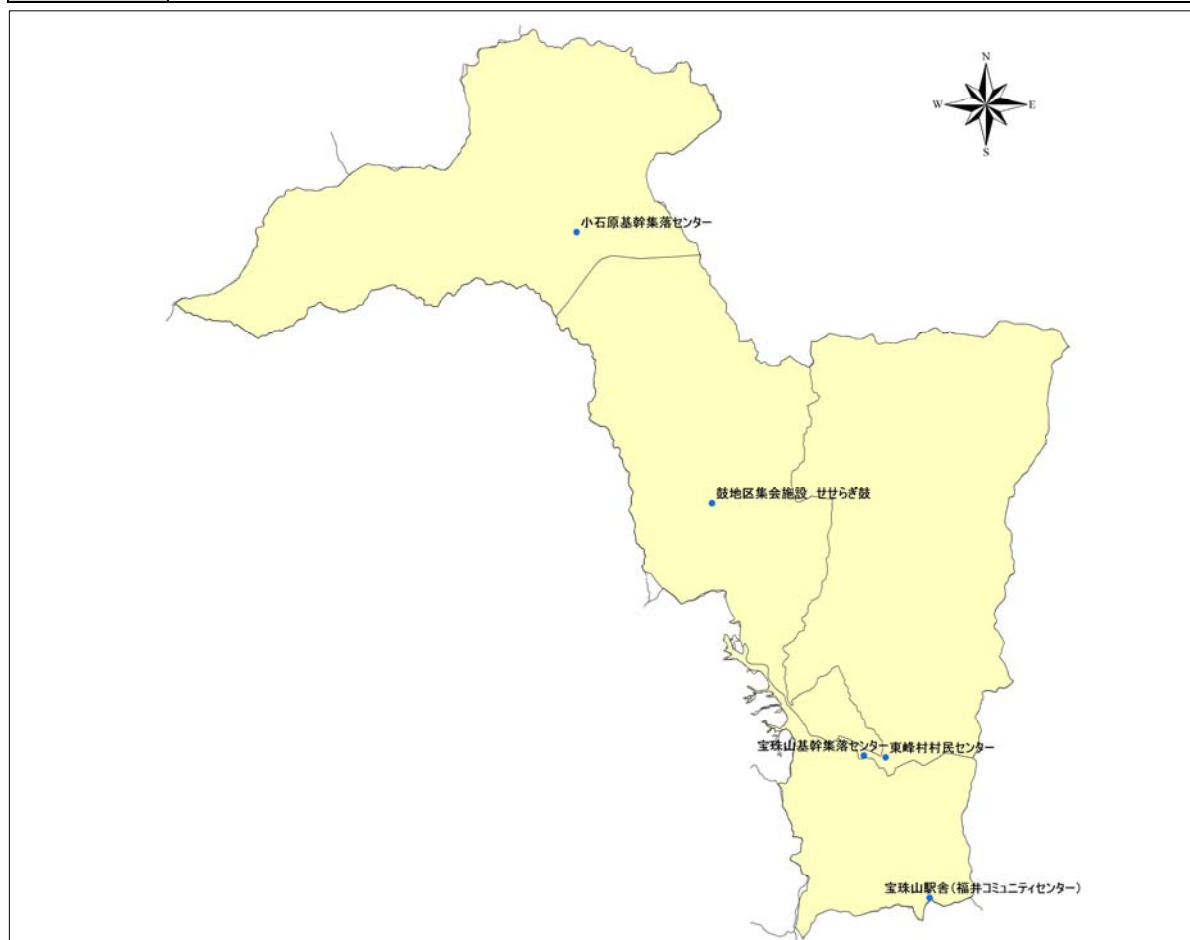


図 住民文化系施設 配置図

2) 社会教育系施設

施設名称	代表 建築年	築年 数	延床面積 (㎡)	備考
愛林学荘	1946	70	107	文化財収蔵施設として利用中 除却検討
建物状況	施設数	1	うち、築30年以上施設数	1
	○社会教育系施設は、愛林学荘のみですが、築70年を経過しています。 ○経年による劣化、微細な破損、外傷等はあるものの、事故に結びついたり、今後の使用に支障をきたすような目立った大きな破損や外傷はありません。			
整備方針	○期限を定めた早急な対応策を講じ、施設の除却や必要な機能の統廃合について検討します。			

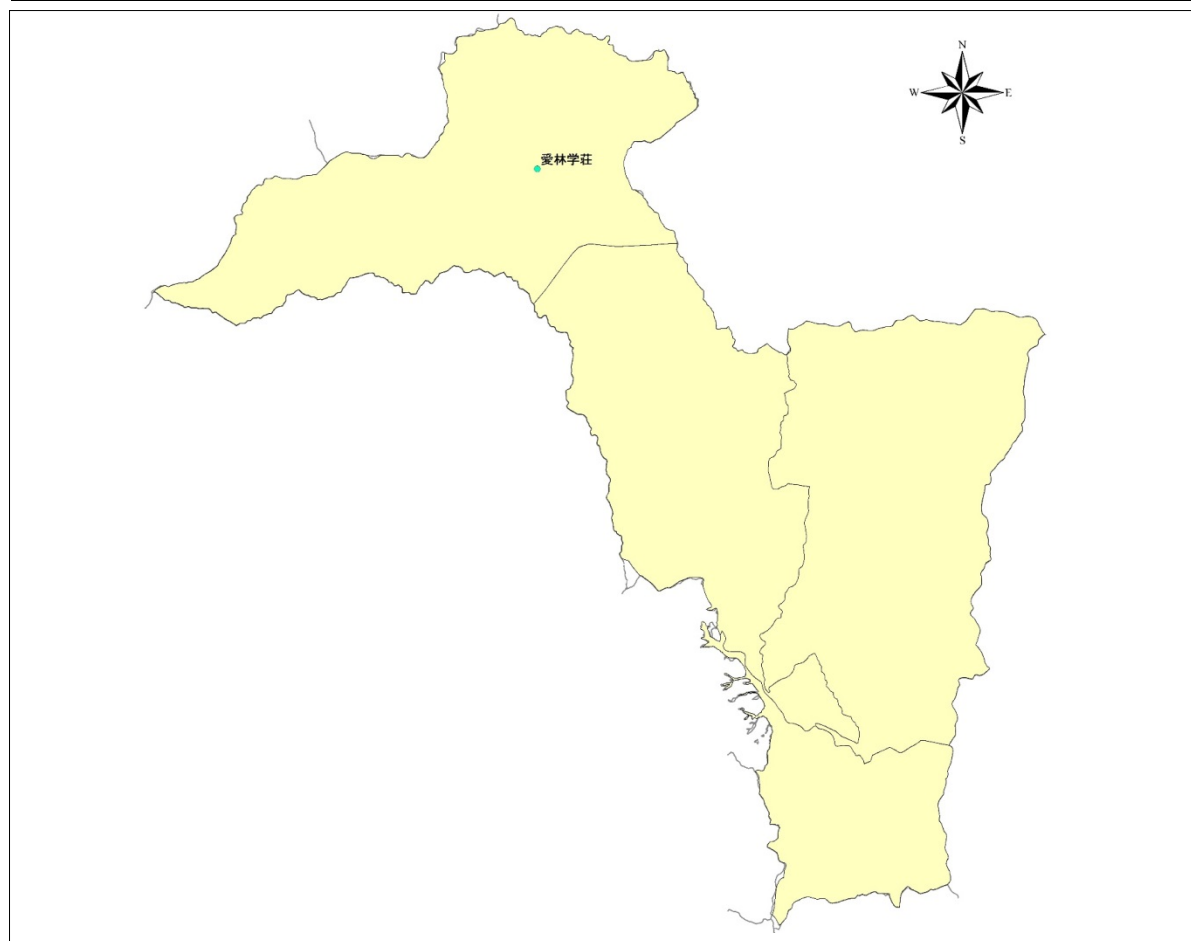


図 社会教育系施設 配置図

3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
村民グラウンド管理棟	1986	30	84	
弓道場	1987	29	93	
岩屋キャンプ場	1994	22	762	
岩屋公園	1994	22	506	
親水公園	1994	22	432	
体験交流センター	1994	22	329	
山村広場	1994	22	129	
鼓の里公園研修センター（ポーン太の森）	1997	19	925	
陶の里館	1997	19	602	
ほうしゅ楽舎	2004	12	686	
土と緑の体験交流施設	2004	12	275	
山村文化交流の郷 いぶき館	2005	11	646	
竹棚田交流館	2006	10	150	
ほたる館	2008	8	105	

	施設数	14	うち、築30年以上施設数	1
建物状況	○スポーツ・レクリエーション系施設では、14施設のうち1施設が築30年を経過しています。 ○全施設とも目立った大きな破損や外傷はありません。			
整備方針	○コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担について検討を行います ○利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約等を視野に入れた検討を行います。			



図 スポーツ・レクリエーション系施設 配置図

4) 産業系施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
鼓の里産業センター	1985	31	880	
特産物加工施設	1986	30	220	
林業総合センター	1995	21	403	
小石原焼伝統産業会館	1998	18	1,124	

	施設数	4	うち、築30年以上施設数	2
建物状況	<p>○産業系施設では、4施設のうち2施設が、築30年を経過しています。</p> <p>○築30年を経過した2施設は、経年による劣化、微細な破損、外傷等はあるものの、事故に結びついたり、今後の使用に支障をきたすような目立った大きな破損や外傷はありません。</p>			
整備方針	<p>○公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、将来需要等を考慮し、住民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行います。</p> <p>○地域活性化の視点から、魅力の発信等、更なる利用者数の増加に向けた取り組みを進めるとともに運営の効率化、収益性の向上を図ります。</p>			



図 産業系施設 配置図

5) 学校教育系施設

No	施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
	東峰学園	1985	31	6,466	大規模改修済み
	施設数	1	うち、築30年以上施設数	1	
建物状況	<p>○学校教育系施設は、東峰学園のみですが、築30年を経過しています。</p> <p>○大規模改修を実施しており、目立った大きな破損や外傷はありません。</p>				
整備方針	<p>○基本的には、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図るものとします。</p> <p>○個別計画を策定し、計画に併せて状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにします。</p>				

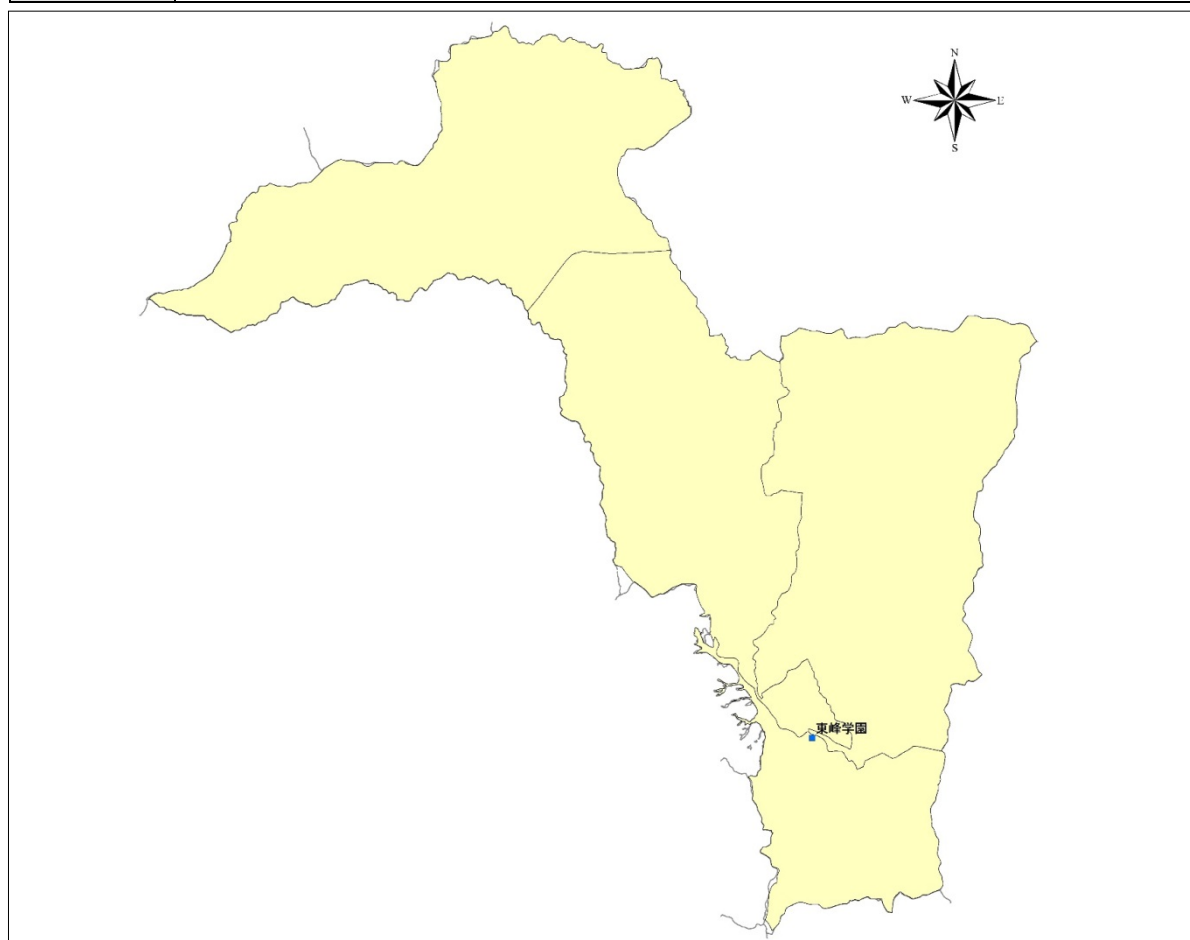


図 学校教育系施設 配置図

6) 子育て支援施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
美星保育所	1988	28	544	
東峰村児童文学館	2005	11	48	

	施設数	2	うち、築30年以上施設数	0
建物状況	<p>○子育て支援施設では、2施設とも築30年を経過していません。</p> <p>○子育て支援施設の2施設は、築30年を経過していませんが、劣化が進み目立った破損等が存在します。</p>			
整備方針	<p>○子育て支援施設は、地域との関連が深く利用者が減少傾向にあることから単純に統廃合等の判断をすることは難しいため、今後は民営化等を検討していきます。</p>			

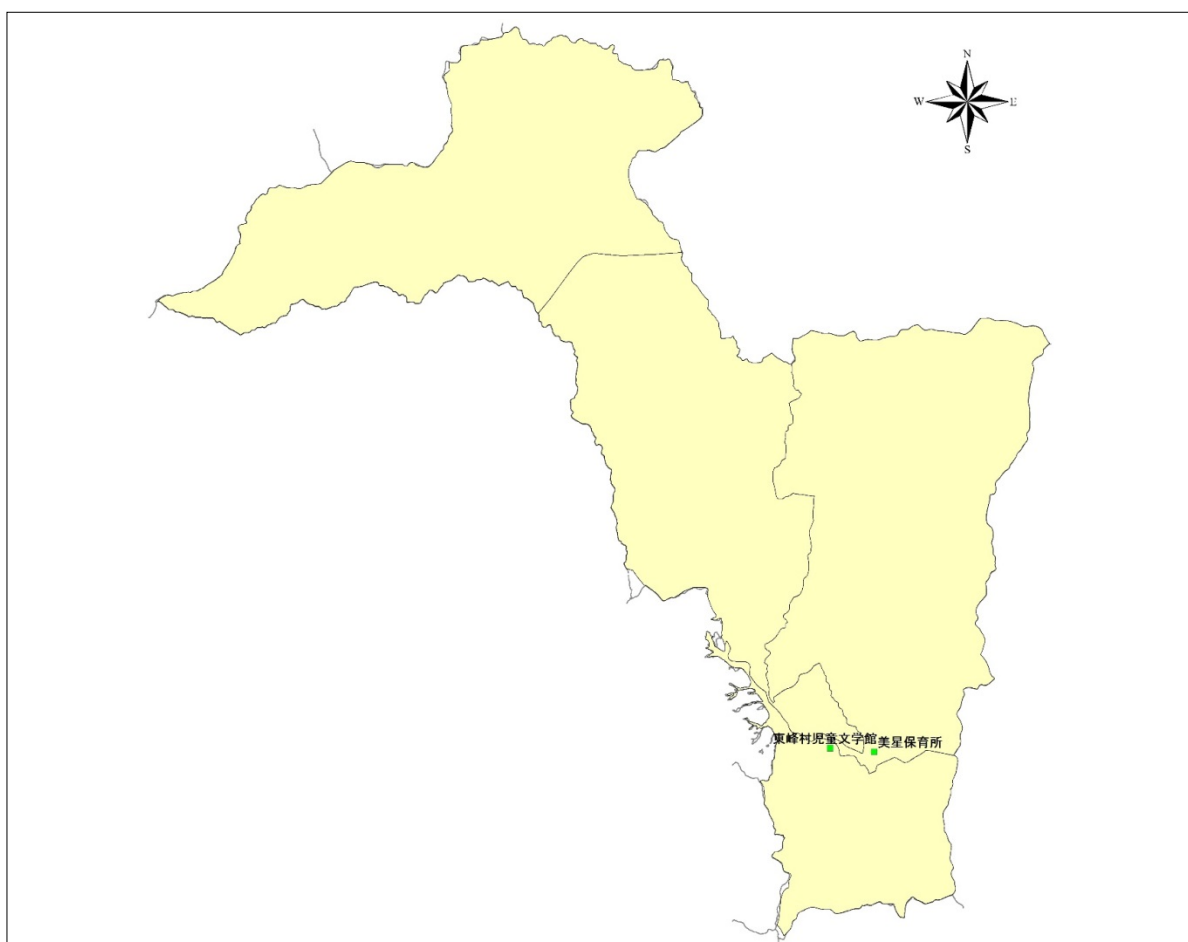


図 子育て支援施設 配置図

7) 保健・福祉施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
東峰村高齢者コミュニティセンター	1981	35	372	除却希望有
東峰村高齢者活動促進施設（喜楽来館）	1996	20	2,148	
特別養護老人ホーム（宝珠の郷）	2000	16	3,337	
保健福祉センター（いずみ館）	2003	13	1,909	

建物状況	施設数	4	うち、築30年以上施設数	1
	<p>○保健・福祉施設では、4施設のうち1施設が築30年を経過しています。</p> <p>○築30年を経過している東峰村高齢者コミュニティセンターは、劣化が進み目立った破損等が存在します。</p>			
整備方針	<p>○保健・福祉施設は、住民の健康保持及び福祉の増進を図るための施設であり、今後も長期間利用できるように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図るとともに、施設の適正配置についても検討します。なお、今後の利用見込みや周辺地域の民間事業所の整備状況によっては、用途変更や廃止等を含めて検討します。</p>			

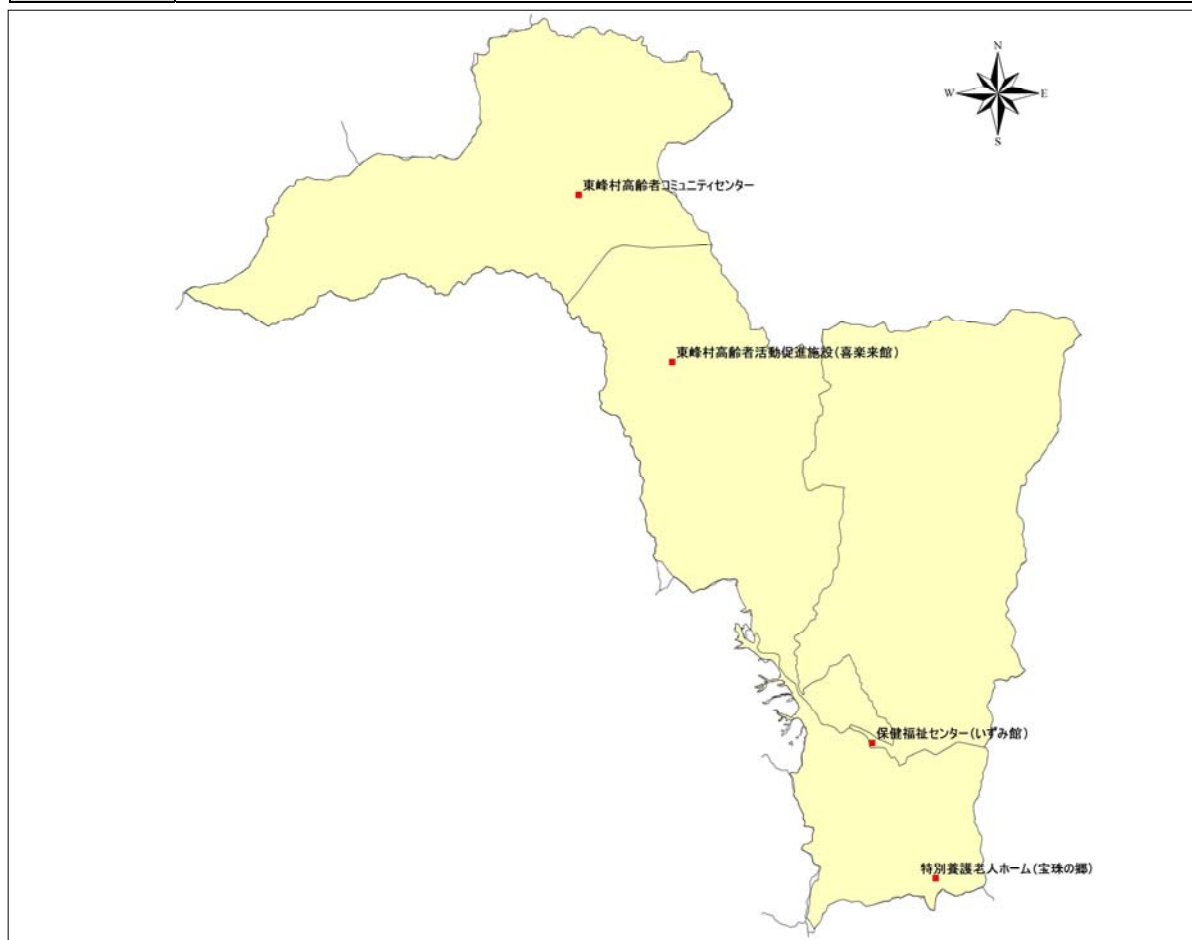


図 保健・福祉施設 配置図

8) 医療施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
東峰村立診療所	1984	32	593	
東峰村立鼓診療所・小石原歯科診療所	1996	20	290	

	施設数	2	うち、築30年以上施設数	1
建物状況	<p>○医療施設では、2施設のうち1施設が築30年を経過しています。</p> <p>○築30年を経過している東峰村立診療所、及び築30年を経過していない東峰村立鼓診療所・小石原歯科診療所の2施設は、劣化が進み目立った破損等が存在します。</p>			
整備方針	<p>【整備方針】</p> <p>○診療所については、地域性等から施設需要が見込まれる場合や地域医療の確保の観点から、効率的な管理・運営に努めることにより長寿命化を図ります。なお、今後の利用見込みや周辺地域の民間施設の設置状況等を踏まえ、施設需要が見込めない場合は、廃止等を含めて施設の適正化を図ります。</p>			

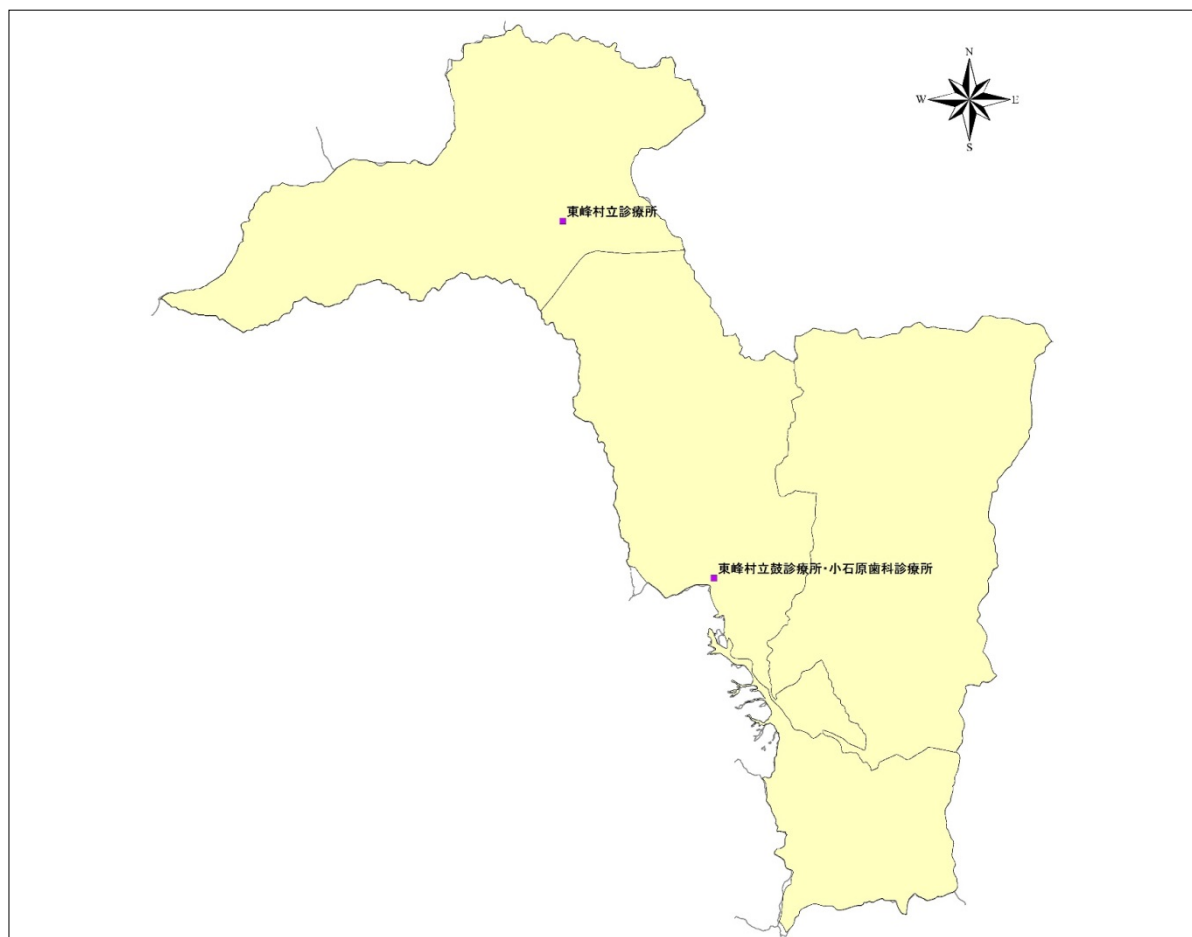


図 医療施設 配置図

9) 行政系施設

行政系施設については、①庁舎と、②消防格納庫等の中分類でそれぞれ示します。

① 庁舎

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
東峰村役場宝珠山庁舎	1979	37	1,027	
東峰村役場小石原庁舎	1994	22	1,865	

	施設数	2	うち、築 30 年以上施設数	1
建物状況	○行政系施設のうち庁舎では、2 施設のうち 1 施設が築 30 年を経過しています。 ○築 30 年を経過した東峰村役場宝珠山庁舎は、経年による劣化、微細な破損・外傷等はあるものの、事故に結びついたり、今後の使用に支障をきたすような目立った大きな破損や外傷はありません。			
整備方針	○今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能等も組み入れる等も念頭に統廃合等の検討が必要となります。			

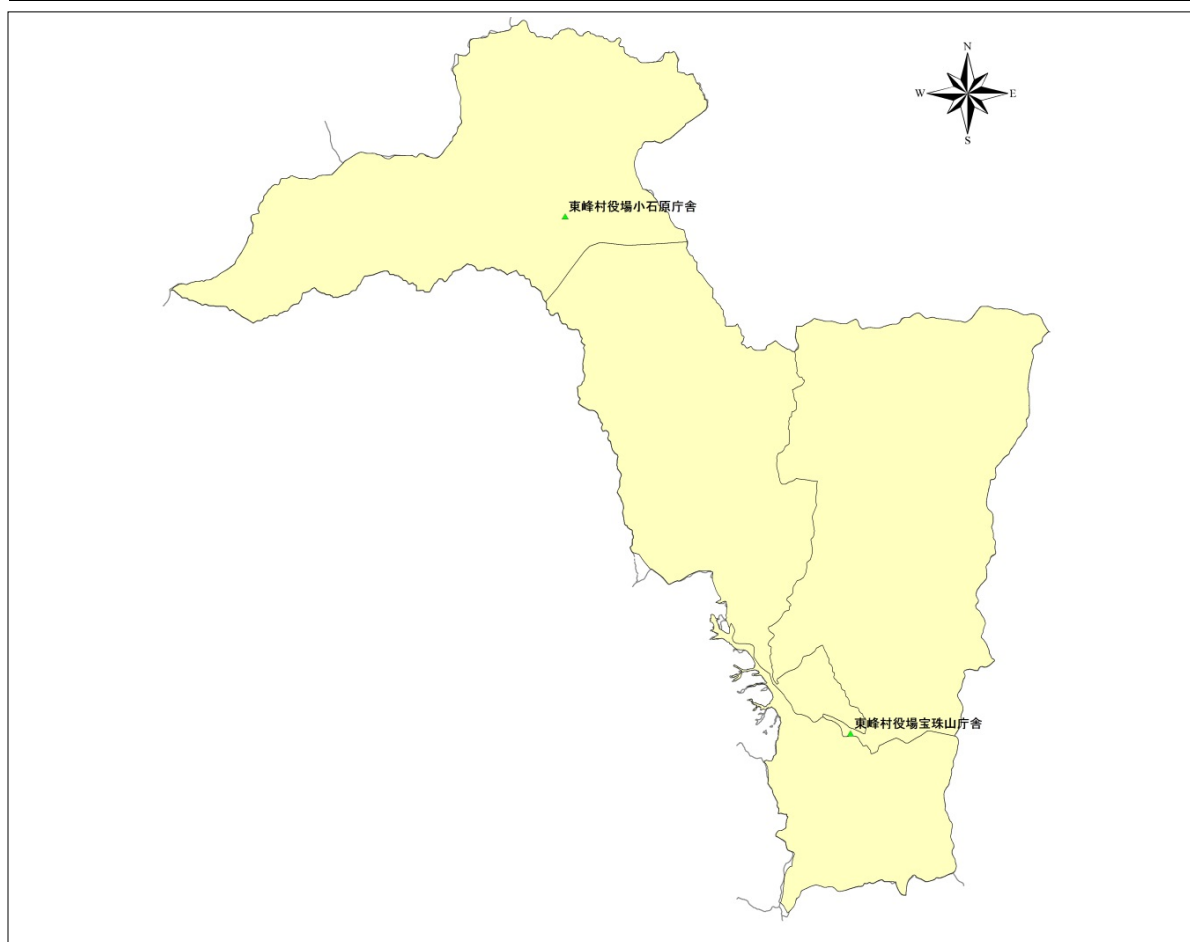


図 行政系施設（庁舎） 配置図

② 消防格納庫等

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
消防団上福井格納庫(3-2)	1975	41	52	
消防団千代丸格納庫(4-1)	1975	41	52	
消防団竹格納庫(4-3)	1975	41	30	
古城原格納庫	1975	41	26	除却検討
中原格納庫	1990	26	54	
栗林格納庫	1990	26	22	
消防団鶴格納庫(2-1)	1992	24	36	
消防団皿山格納庫(1-2)	1992	24	22	
消防団蔵貫格納庫(2-2)	1993	23	36	
消防団奥畑格納庫(1-3)	1993	23	34	
筑前岩屋駅・消防団岩屋格納庫(4-2)	1996	20	138	
消防団上町格納庫(1-1)	1998	18	63	
消防団大行司格納庫(3-1)	2011	5	98	
消防団今桑格納庫(2-3)	2011	5	77	
消防団紙屋格納庫(3-3)	2011	5	77	

	施設数	15	うち、築30年以上施設数	4
施設状況	○行政系施設のうち格納庫等では、15施設のうち4施設が築40年を経過しています。			
整備方針	○大規模改修等を行わずに、修繕及び建替えによる整備を行います。 ○築40年を経過している消防団上福井格納庫(3-2)、消防団千代丸格納庫(4-1)、消防団竹格納庫(4-3)、及び古城原格納庫は、劣化がはげしく目立った破損・外傷が存在します。			

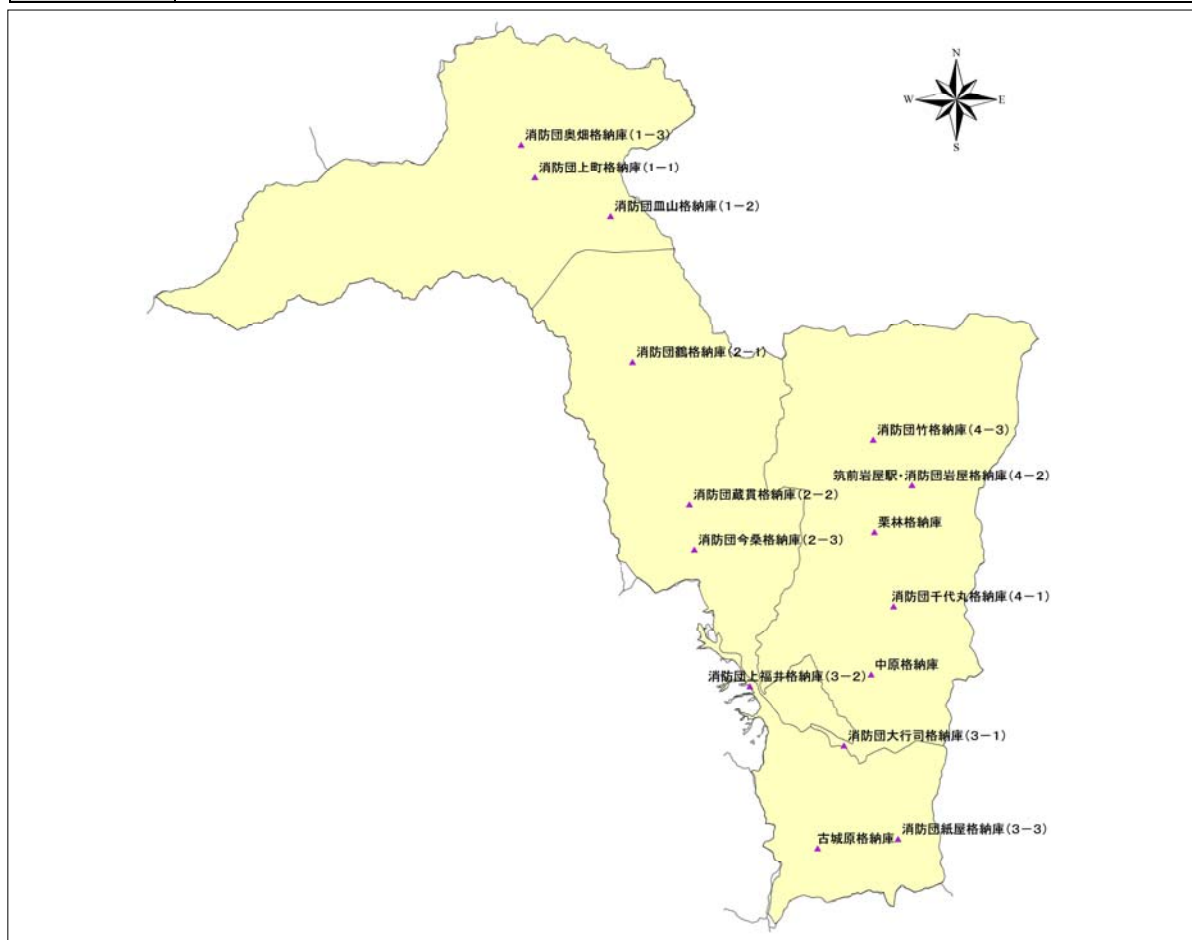


図 行政系施設（消防格納庫等） 配置図

10) 公営住宅等

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
村営住宅下郷団地	1953	63	78	公営住宅
村営住宅小石原団地	1973	43	386	公営住宅
村営住宅黒谷団地	1977	39	293	公営住宅
村営住宅合坂団地	1979	37	619	公営住宅
村営住宅南の原団地	1984	32	207	公営住宅
村営住宅延田団地	1989	27	647	公営住宅
村営住宅山ノ神団地	1994	22	301	公営住宅
村営住宅紙屋団地	2009	7	426	公営住宅
特定公共賃貸住宅今道団地	1996	20	247	特定公共賃貸住宅
特定公共賃貸住宅猿喰第2団地	2002	14	209	特定公共賃貸住宅
特定公共賃貸住宅紙屋団地	2009	7	150	特定公共賃貸住宅
一般住宅下郷住宅(旧教職員住宅)	1953	63	48	一般住宅
一般住宅猿喰住宅	2000	16	225	一般住宅

	施設数	13	うち、築30年以上施設数	6
建物状況	<p>○公営住宅等では、13施設のうち6施設が築30年を経過しています。 ○そのうち2施設は築60年を経過しています。 ○築30年を経過している6施設は、劣化が進み目立った破損等が存在します。</p>			
整備方針	<p>○公営住宅等は、歳入源としての意味合いと、住居の提供という福祉的な側面があるため、更新等の際には、将来発生するとされる歳入と歳出の両面で考慮する必要があります。また、居住者が存在するため、廃止等の実施においては詳細な個別計画を策定する必要があります。</p> <p>○村では、建替え、改善、修繕等の活用手法を検討した「東峰村公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。</p> <p>○「東峰村公営住宅等長寿命化計画」は必要に応じて見直すものとし、活用手法の検討や長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ります。</p>			

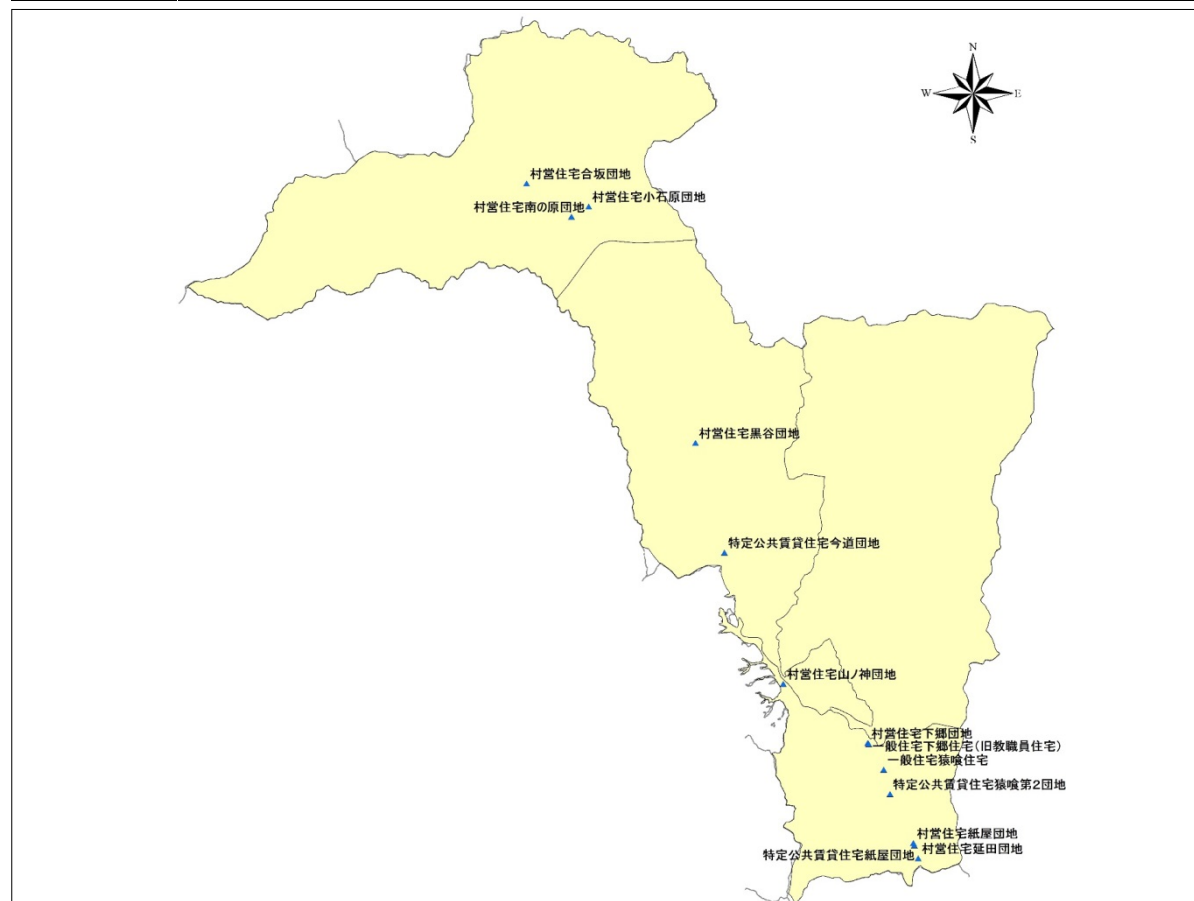


図 公営住宅等 配置図

11) その他施設

施設名称	代表 建築年	築年数	延床面積 (㎡)	備考
宝珠山村役場(旧)	1937	79	347	除却検討
旧保育所	1940	76	545	除却検討
大行司駅舎	1946	70	77	
旧宝珠山小学校	1972	44	4,384	
旧宝珠山中学校	1972	44	695	除却検討
小石原教員住宅	1973	43	193	除却検討
旧小石原小学校	1981	35	2,974	
除雪車格納庫①	1982	34	57	
除雪車格納庫②	1983	33	75	
古城原倉庫(旧工場)	1987	29	961	
下請共同作業所	1988	28	258	
旧宝珠山診療所	1992	24	494	

	施設数	12	うち、築30年以上施設数	9
建物状況	<p>○その他施設では、12施設のうち9施設が築30年を経過しています。</p> <p>○築30年を経過している施設のうち、宝珠山村役場(旧)は劣化が進み、目立った破損等が存在します。</p> <p>○上記以外のその他施設では、経年による劣化、微細な破損・外傷等はあるものの、事故に結びついたり、今後の使用に支障をきたすような目立った大きな破損や外傷はありません。</p> <p>○用途廃止後、貸付や民活化等により有効利用が実現できている施設がある一方で、用途変更等の活用方法が決定していない施設があります。</p>			
整備方針	<p>○用途廃止等により普通財産となる施設のうち、比較的新しく安全性に問題がない施設については、他施設との集約化や複合化、民間活用等を検討します。</p> <p>また、老朽化が著しく施設機能上、リノベーションや長寿命化等の対応で高コストとなり利活用が困難な施設については、解体も視野に入れて検討します。</p> <p>○既に用途廃止等により解体すべき施設は、原則として解体していくものとします。</p>			



図 その他施設 配置図

12) インフラ施設の整備方針

道路、橋梁、上水道等のインフラ施設については、住民生活維持のため、確かな安全性と継続的な整備が必要となります。

そのため、施設ごとの特性を考慮した適切な管理手法の検討・実施と定期的な点検、診断を行うことにより、インフラ施設を安全に長寿命化させるように努めます。

また、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化等財政的な視点を持った計画的な維持管理を推進していきます。

(1) 道路

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none">「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図ります。舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行います。
【品質方針】 <ul style="list-style-type: none">主要な道路及び道路附属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施します。主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施します。
【コスト方針】 <ul style="list-style-type: none">舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指します。

(2) 橋梁

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none">「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的な管理を行います。「橋梁長寿命化修繕計画」については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとします。
【品質方針】 <ul style="list-style-type: none">「橋梁長寿命化修繕計画」対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（近接目視点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。「橋梁長寿命化修繕計画」の対象外である橋梁については、日常の巡回監視及び定期的に点検を実施します。日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行います。
【コスト方針】 <ul style="list-style-type: none">計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図ることで、事業予算の平準化と修繕及び架替えに要するコストを縮減します。

(3) 上水道（簡易水道）

基本的な方針

- 上水道（簡易水道）については、生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。

【品質方針】

- 老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行います。

【コスト方針】

- 効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

(4) 公園

基本的な方針

- 公園については、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な公園施設の維持管理及び更新に務め、計画的な維持管理を講じます。

【品質方針】

- 遊具等の老朽化については、定期的な点検により適切な維持管理を進めます。

【コスト方針】

- 遊具等の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図るとともに財政負担の軽減及び平準化を図ります。

第6章 計画の推進

1) 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針」に基づき実施します。

(1) 庁内推進体制

【公共施設等の管理運営等の現状】

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施しています。

また、各施設等に係る更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況です。

【庁内推進体制の整備】

これまでの公共施設の改修や維持管理、インフラ施設の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきました。

計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設に係る更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していくために、ハード面の事業評価が可能な専門部署を整備することが望ましく、また、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって庁内横断的な意思決定や調整を図るための推進委員会等の創設を含めた組織づくりが必要となります。

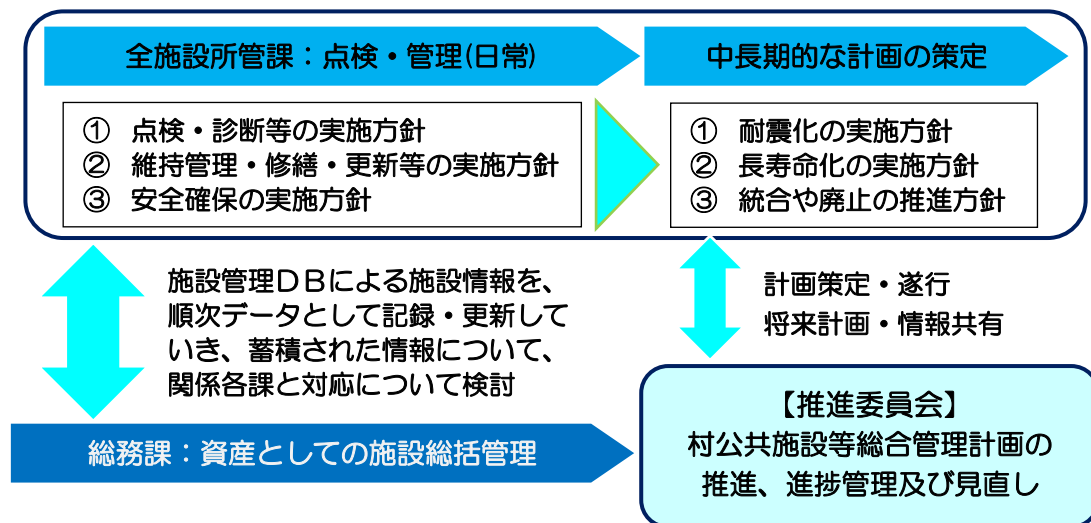


図 庁内推進体制イメージ

2) 計画の進め方

【PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し】

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった「PDCA のマネジメントサイクル」に基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行います。

実施結果の検証においては、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。

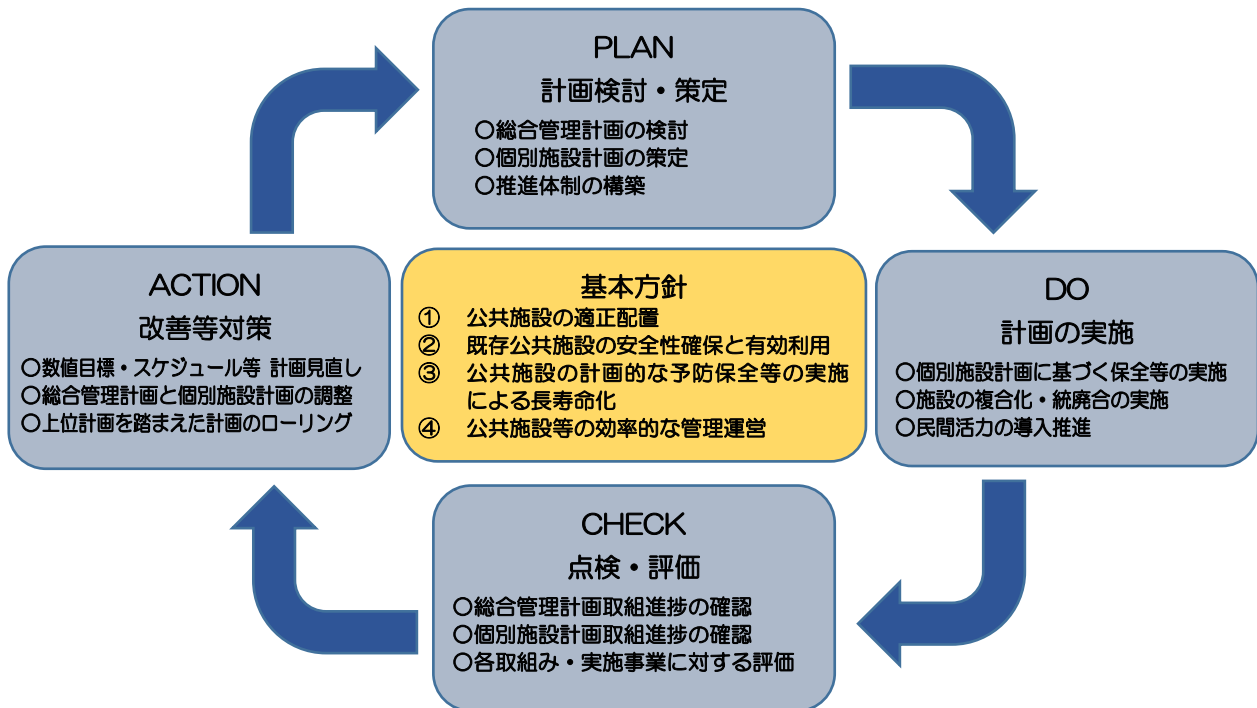


図 推進に向けた体制及びPDCAサイクル